

平成 25 年第 3 回設楽町議会定例会（第 1 日）会議録

平成 25 年 9 月 3 日、午前 9 時 00 分、第 3 回設楽町議会定例会（第 1 日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|---------|---------|---------|
| 1 金田敏行 | 2 金田文子 | 3 松下好延 |
| 4 夏目忠昭 | 5 渡邊 勲 | 6 村松 修 |
| 7 鈴木藤雄 | 8 伊藤 武 | 9 熊谷 勝 |
| 10 田中邦利 | 11 土屋 浩 | 12 山口伸彦 |

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	横山光明	副町長	佐々木孝
教育長	七原明郎	代表監査委員	片桐教夫
総務課長	後藤義男	出納室長	後藤義己
企画課長	原田利一	ダム対策室長	富安正裕
津具総合支所長	佐々木義典	保健福祉センター所長	片桐洋人
生活課長	滝元光男	町民課長	原田和久
教育課長	鈴木正吾	税務課長	鈴木伸勝
建設課長	原田直幸	産業課長	澤田周蔵

4 議会事務局出席職員名

事務局長 佐々木輝

5 本会議の書記は次のとおりである。

書記 金田美咲

6 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

1 鈴木藤雄議員

(1) 北設情報ネットワークの設置は、まちがっていたのではないか

2 夏目忠昭議員

(1) 田口特定環境保全公共下水道事業推進について

3 金田文子議員

(1) (新図書館の運用について)

新図書館を、町民が「行きたくなる図書館」に発展させる運用をせよ。

(2) (町全体の下水道事業の展望について)

将来を展望した誤りの無い下水道施設(6月議会町長答弁)とは何か。

4 田中邦利議員

(1) デフレ不況を打開する公共事業の在り方について

5 渡邊勲議員

(1) 高齢者の介護予防について

(2) 障害者福祉計画について

6 土屋浩議員

産業振興と木質バイオマス

(1) 東三河振興ビジョン＝地域産業の革新展開

(2) 設楽町における木質バイオマスの可能性

(3) 設楽町ダム森林資源活用プロジェクト会議

日程第6 報告第9号

平成24年度健全化判断比率及び資金不足比率について

日程第7 議案第56号

設楽町税条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第57号

平成25年度設楽町一般会計補正予算(第2号)

日程第9 議案第58号

平成25年度設楽町国民健康保険特別会補正予算(第1号)

日程第10 議案第59号

平成25年度設楽町介護保険特別会計補正予算(第1号)

日程第11 議案第60号

平成25年度設楽町簡易水道等特別会計補正予算(第2号)

日程第12 議案第61号

平成25年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)

日程第13 議案第62号

平成25年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算(第1号)

日程第14 議案第63号

平成25年度設楽町情報ネットワーク特別会計補正予算(第1号)

日程第15 議案第64号

平成25年度設楽町段嶺財産区特別会計補正予算(第1号)

日程第16 認定第1号

平成24年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第17 認定第2号

平成24年度設楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第18 認定第3号

- 平成 24 年度設楽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 19 認定第 4 号
平成 24 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 20 認定第 5 号
平成 24 年度設楽町簡易水道等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 21 認定第 6 号
平成 24 年度設楽町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 22 認定第 7 号
平成 24 年度設楽町町営バス特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 23 認定第 8 号
平成 24 年度設楽町つぐ診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 24 認定第 9 号
平成 24 年度設楽町情報ネットワーク特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 25 認定第 10 号
平成 24 年度設楽町田口財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 26 認定第 11 号
平成 24 年度設楽町段嶺財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 27 認定第 12 号
平成 24 年度設楽町名倉財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 28 認定第 13 号
平成 24 年度設楽町津具財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 29 認定第 14 号
平成 24 年度設楽町神田平山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

会 議 録

開会 午前 9 時 00 分

議長 おはようございます。ただいまの出席議員は 12 名全員であります。定足数に達しておりますので、平成 25 年第 3 回設楽町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。本定例会の議会運営並びに、本日の議事日程を、議会運営委員長より報告をお願いいたします。

8 伊藤 おはようございます。平成 25 年第 3 回定例会第 1 日の運営について、8 月 29 日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。日程第 1、日程第 2 は、従来どおりです。日程第 3、諸般の報告は、議長より、議員派遣、例月出納検査結果、陳情書等の取り扱いについての報告があります。日程第 4、行政報

告は、町長より報告があります。日程第5、一般質問は、本日6名が一般質問を行います。質問は受付順で、質問時間は答弁を含めて50分です。本日提案されている案件は、町長提出24件です。日程第6、報告第9号から順次1件ごとに上程します。決算は、決算特別委員会を設置して、審議することとします。以上です。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

議長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を、行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番渡邊勲君、6番村松修君を指名します。よろしくお願いいたします。

議長 日程第2「会期の決定について」を、議題とします。本定例会の会期は、本日から9月18日までの16日間としたいと思います。異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。会期は16日間と決定しました。

議長 日程第3「諸般の報告」を、行います。議長として、例月出納検査結果、議員派遣、陳情書の取り扱いについての報告をします。

初めに、監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査の結果について、平成25年度の6月分、7月分の結果報告が出ております。事務局で保管をしていますので、必要な方は閲覧をお願いいたします。

次に、議員派遣の件について、会議規則第129条第1項のただし書きの規定により、議員派遣を別紙のとおり報告いたします。

次に、陳情書の取扱いについて、お手元の議事日程にとじ込みで配布しておりますとおり、陳情書4件を受理しています。議会運営委員会にお諮りした結果、平成25年陳情第4号から陳情第6号は、文教厚生委員会付託、陳情第7号は、総務建設委員会付託に決定しました。以上で、諸般の報告を終わります。

議長 日程第4「行政報告」を行います。町長から、行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長 おはようございます。9月議会定例会の開催にあたりまして、全員の皆様方に御参集を賜りまして誠にありがとうございます。

9月に入りまして朝夕はずいぶん過ごしやすくなってまいりましたが、日中はまだまだ暑い日が続いております。気象庁が8月22日に発表した9月以降の3カ月予報によりますと、9月は太平洋高気圧の勢力が強く、全国的に厳しい残暑となる見込みであって、また湿った気流が入り込むために雨が多くなる傾向であるというふうに言われております。あまり雨が降りますと台風シーズンの到来と合わせて災害の発生が心配されるところでもあります。

また、御承知のように当地域は、雨がなかなか降らないという状況がありまして、東三河の水がめであります宇連ダム、大島ダムの水位が低下しておるといふふうに聞いておりまして、節水に入っているようであります。長年の懸案であります設楽ダムにつきましてもこういう事態を想定される中で、恐らく今後将来に向けてもこの水の必要性というのを唱えられる中でこのダムに対応するべく要望等また建設に向けた動きが過去40年にわたってされてきたというふうに思っております。そうした中で、こうした状況が起きるといふことが事実あるといふことは認識をまたしなければいけない。そしてまた水の必要性、重要性というものにも改めて意識を高めていく必要があるんであろうというふうに思っております。

それでは、行政報告をさせていただきます。まず最初に、去る8月28日の朝日新聞の朝刊におきまして、新庁舎建設に関する記事が載っておりました。その中で、一昨年、平成23年ではありますが、このときの技術提案型プロポーザル方式で設計業者の公募を行った際に、業者から木造建築を提案がされ、あたかもそれ以後において設楽町がRC造りから木造への転換を図ったような記述がありました。

設楽町は、木造で建築することを前提に設計業者の公募を行っておりました。また、ふんだんにあるこの設楽町特有のこの産地、こうしたところの象徴となるこの木を使って木材産業の育成や町づくりをしている町の真意からまったくかけ離れた記述でありまして、町民の方々の誤解を招くことにもなりますので、朝日新聞社に電話で訂正文掲載を求めるとともに、文書でその旨の強い抗議をいたしました。

ただ、こちらの真意と異なる書かれ方をされたことにつきましては、対応職員がもっと丁寧にそして真意を伝える情報提供に心がける、またそうした対応に細心の注意が足らなかったことが起因もあるというふうに思われます。当の職員には厳重なる注意をいたしまして、今後同じようなことが起こらないように職員教育の徹底を行ってまいりますので御理解を賜りたいとお願いをするところでもあります。

次に、設楽ダム建設事業について申し上げます。国土交通省中部地方整備局は、8月26日に平成26年度予算概算要求を発表がされたところではありますが、それによりますと設楽ダム建設事業関連の概算要求額は46億8,500万円で、昨年度と比較いたしますと47%の大幅な減額となっております。この大幅な減額は、25年度中に水没者等の移転補償等がおおむね完了したことによるもので、26年度に

つきましては、改めて移転補償とは異なる枠組みである付替道路工事業費が新たに盛り込まれたというふうに聞いておるところであります。今後もこのダム関連予算につきましては、設楽町の将来に大きな影響が出る事業でございますので、町といたしましても今後予算額また大幅増につきましては、最大限努力をしてみたいと思っておるところでもあります。

予約バスについて申し上げます。今年度 10 月 1 日から運行開始を予定しておりました、津具地域の予約バスにつきましては、利用を希望する方々から利用頻度また目的地などの詳細なアンケート調査を行うなどいたしまして準備を進めてまいったところでありまして、利便性の高いものとするのが困難というふうに判断をいたしましたので、従来の福祉タクシーに近い方式に計画変更することといたしました。運行にあたっては津具商工会の協力が得られることとなりましたので、昨日開催されました北設楽郡公共交通活性化協議会におきまして、この運行方式について承認をいただきました。以下こういう状況の中ということで御報告をさせていただきます。なお、今後、住民説明会や津具商工会との調整、また陸運局の許可などの手続きなどの関係で来年 4 月の運行開始の予定としておりまして、それまでの間は現行の福祉タクシーを継続していただくこととしておりますのでよろしくお願いをいたします。

矢崎部品田口工場について申し上げます。矢崎部品の田口工場につきましては、平成 27 年 3 月をもって、ワイヤーハーネスの生産を終了することとされました。現段階ではその後の生産品などは決まっていないとのことではありますが、来年 6 月までに今後の方針を決定していくというふうに伺っておるところでありますので、今の現状ということで御報告をさせていただきます。

風力発電について申し上げます。東納庫地内の仏庫裡付近、これは名倉カントリークラブのゴルフ場と宇連地区を結ぶ線上にある山のあたりのことではありますが、ここに、民間によります風力発電施設の建設計画が持ち上がっております。今月 7 日の日に詳細が報告されるというふうに聞いておりますが、2,300 キロワットの発電設備を 3 基建造し、平成 27 年 12 月には運転を開始する計画というふうに考えられているようであります。規模といたしましては、高さ 100 メートルを超えますが、この鉄塔の風力の高さが 100 メートルを超えますが、国道からは全体的には見えないという位置関係になるように聞いております。役場には、現在のところ事前の相談ということでしか情報が入っておりませんが、現況ということでお知らせをさせていただきます。

次に、地域おこし協力隊について申し上げます。本年度、当初予算でお認めをいただきました、地域おこし協力隊につきましては、東京、大阪、名古屋で募集活動を行った結果 4 名の方の応募がありました。7 月 20 日に面接を行いまして、郷土館の資料整備ですとか、また町の活性化を担っていただく方、1 名を採用することといたしました。10 月 1 日から設楽町の嘱託員に地域おこし協力隊員として勤務をしていただきますので、よろしくお願いをいたします。

次に、愛知県町村会の海外行政調査について申し上げます。愛知県町村会主催の海外行政調査につきまして、11月6日水曜日から9日土曜日の2泊4日の日程で、ベトナムに行くことが決定をされ、参加する予定をしております。今回は、町村合併促進法が施行されて60年目にあたること、また、日本との外交関係樹立40周年の記念すべき年にあたりまして、2月には安倍首相も訪問をしているところでもあります。さらに、TPP加盟国の一つであり、その経済状況についても調査をしていくこととしております。

御承知のとおり、ベトナムは石油や天然ガスなどの資源に恵まれるほか、農業や水産業も盛んで、安い人件費や中国へのアクセスの良さなどから、日本から自動車製造工場など1,542社の企業が進出をしております。視察の内容といたしましては、ホーチミン市の愛知県内からの進出企業の工場視察、ハノイ市ではベトナムの国会議員との交流をしていくこととなっておりますのでよろしくお願いをいたします。

最後に、寄付の申し出について申し上げます。8月22日付けで、教育委員長であります金田直孝さんから、亡くなられたお母さんへの御厚志をもって、教育、子育てに使うて欲しいとの寄付の申し出があり、多額の御寄付をいただきました。御本人の御意志に沿って有効に使うていきたいと考えておりますので御報告をさせていただきます。

さて、本日は、報告1件、条例改正1件、補正予算8件のほか、平成24年度の歳入歳出決算認定について上程をさせていただきました。慎重審議の上適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます。行政報告とさせていただきます。ありがとうございました。

議長 日程第5「一般質問」を、行います。

質問は、受付順とし、質問時間は答弁を含めて50分以内といたしますので御協力をお願いいたします。

初めに、7番鈴木藤雄君の質問を許します。

7 鈴木 皆さん、おはようございます。トップをきって質問をさせていただきます。命題を見ると、大仰な言い回しをしてありますけれど、ちょっとこの問題専門的な仕組みを理解しないとわかりにくい面があるかもしれません。別紙に旧稲武町の現在の受信システムのあらましを説明しておきました。

現在北設3町村で設置されました光ファイバーケーブルによる共同受信設備によって地上デジタルによるテレビ放送を受信しているわけですが、この設備を3町村で利用しているわけで、新規の取り付け、あるいは撤去、修理等は全てN T Tの関係の業者に委託され莫大な経費を支払っているというのが現状ではないかと思えます。3町村では事務経費を含めると約3億円近い額となつてきます。これは23年度の決算です。このため一般会計から1億1,000万円あまりの繰入金

が必要となっております。これ多分3町村合計の額だとは思いますが。

来年度からは各戸から、利用料金を1戸当たり1,050円、これは従来分も含めてですけど、一応そういう予定になっております。それでもなお住民の税負担は避けられず、この状態では今後、大きな財政の圧迫となることは免れないのではないかと思います。

そこでこのように、多額の経費を支払って、デジタルテレビ放送を提供している現状を見て、デジタル化の対策はほかになかったのかと。北設方式と違った形でデジタル放送を提供しています旧稲武町の例と比較をしてみました。

当地域は全面的に、NHKのデジタル対策を利用し、維持、管理等全てNHKが提供してくれるということを聞いております。またほとんどのケーブルが電柱の共架になっておりますが、これも莫大な共架料を支払わなければなりません。ここらあたりもNHKのほうでは全て面倒見てくれるというお話です。デジタル化の実施に伴い、NHKは責任上受信の確約を保障しなければならなかったのではないかと思います。

そこで以下の質問にお答えください。1番、町当局はデジタル化の対策として、どのような調査、研究をなされたか。また2番として、NHKとの対策について話し合いはなされたのか。あるいは町内の一般の電気店様等の参考意見、一応プロの意見を参考としてお聞きになり研究をされたか。3番目として、来年度からの利用料金の徴収によって、これ住民の負担になるわけですけど、今後の設備の維持管理に経費の財政負担は解消できるのか。また新規加入の工事負担金はあまりにも高い。減免措置はできるのかどうか。このために税金を投入するのは好ましいことではないと思います。4番としまして、地元業者の維持管理に関する参入についてですが、既にお願いをしておりますけれど、関係部署の皆さんには努力されていることと思います。感謝をしておりますが、こういった高収入の仕事は関係の下請業者にとってはなかなか手放せないそういう気持ちもわかるような気がします。その後の経過の情報はありましたらまたお聞かせください。技術面ですとか、使用工具等が非常に高価なものになるというお話もありますけれど、業者もプロでありますのでそこらへんのことはずっと業者自身で考えてやっていますので、そう心配する必要はないのではないかと思います。

参考につきましては、文献、私お読みはしませんけれど、ざっと目を通していただければ現在の稲武町のデジタル中継方式というものが大体理解できるのではないかなと思っております。特に私今、強調して言いたいことは大鈴にありますNHKのアンテナですよ、あれを実は稲武の共聴が利用しているんですね。なんでこんな遠くから稲武までケーブル引っ張って行って稲武町の受信システムにつないでいるのか。そこらへんが非常に疑問な点だと思います。あとまた私の想像の範囲は脱しませんけど、私の考えもまたその点についても述べさせていただきたいと思いますが、とりあえずこの4項の質問につきましてお答えをお願いしたいと思います。

町長 御質問の御答弁につきましては担当課のほうからお答えをさせていただきます。

津具総合支所長 それでは、ただいまの議員からの質問について答弁させていただきます。4点ほどございますが、まず1番目の町当局は、デジタル化の対応としてどのような調査、研究をなされたか。ということでございます。

平成18年から愛知県と過疎市町村3市2町1村で三河山間地域の情報格差是正対策促進事業により、情報過疎問題について検討を重ねてきました。内容は、地理的・社会的条件などに応じた情報格差是正のための適正な方策の検討、それから民間事業者の進出を促すための働きかけ、それから国の支援制度の充実に向けた要望等を行っております。この検討を受けて、この地域の実態をそれぞれの市町村で実態調査をするとともに、望ましい情報通信基盤のあり方を検討してまいりました。

平成18年の12月より地上デジタル放送が始まるということでアナログ放送を受信している共聴施設の多くにおいて、地上デジタル放送に対応できないなどの問題が明らかとなり、平成23年のアナログの停波を視野に入れ、平成19年に北設楽郡地域情報化基盤整備検討会を立ち上げ3町村の共聴施設の現状調査、それからインターネットの環境調査をし、現状では対応しきれない地域への対応策を検討してまいりました。

この対応策として地域公共ネットワークの整備について調査・研究をいたしました。これがいわゆる現在運営している北設情報ネットワークであり、北設3町村の住民全てにおいて、地デジ、それから高速インターネットのサービスを提供できるものとして整備を進めることでこういった今現在の情報網の整備がされてデジタル放送もそれに乗っかっておるということでございます。

それから2つ目のNHKと話し合いをなされたか。町内の電気店等の参考意見を聴き研究、検討がなされたか。ということでございます。NHKとはデジタル化対応について数回の協議を重ねてきております。それからNHKの組合施設エリアについては対応はできるのであるが、エリア外のところは対応できないというようなことで、現状の立地条件では3町村全ての共聴組合でデジタル波を受信できるものではないということでございます。加えてNHKによるデジタル放送受信サービスのためには、部分的な光のケーブル網の整備とか、その他機器の更新が必要なこともわかってまいりました。こうしたことからNHKの対応との接点がなかなか見つけることができなく困難であり現在の情報ネットワークを整備することとなったということでございます。

それから御指摘の稲武町の場合はやはりこれは条件的なもの等も違ってくるものですから合併効果により、既にある程度の光ファイバー網が整備がされており、運営主体も民間ケーブルテレビ事業者であることから、北設楽郡の場合に当てはめることは少しできないのではないかなと考えます。なお、町内の一般電気店を対象とした意見の聴取は行っておりません。各共聴組合単位の説明会等を行

っておりますのでそこで伺ったものと思っております。

それから3点目の来年度からの利用料金の徴収によって、今後の設備の維持管理経費の財政負担は解消できるのか。また、新規加入の工事負担金が高いので減免措置はできるか。という点でございます。今年度をもって加入促進のための減免期間は終了し、26年4月より月額利用料が本来の額に戻るということで、そういう意味の来年度からの利用料金の徴収ということを議員は言われたと思っておりますけれども、月額利用料収入は現在の加入者ベースで月額利用料が約211万円ほど増加が見込まれます。次年度も今年度同様の経費がかかったとして、先ほど議員が言われましたように、いま現在1億1,000万円ほどの負担がされておるわけですが、それが約2,532万円ほどの減額が想定され、負担軽減には大きく寄与することになるというふうに思っております。ゼロになるということはなかなか難しいですけれども、一応今の計算ではこれほど減額ができるというふうに思っております。

それから、新規加入の工事負担金の減免措置については、条例によりまして生活保護費受給者や被災者等に対して減免ができるという措置は規定はされております。

それから4点目の地元業者の維持管理への参入についてどうか。という点でございます。北設情報ネットワーク設備の故障等への対応にかかる地元電気関連事業者の参入については、地元業者さん等からお話をいただいております。町としても地域活性化や財政支出負担軽減等の観点から具体的な検討を進めているところであります。故障修理等の一部を対応していただくことは可能であります。具体的には幹線など大動脈部分に関しては現在の委託業者であるNTT西日本に委ねることはやむを得ないというふうにとっております。宅内引込部分に関しては地元業者による取扱いが可能であるというふうに考えております。ただし、そのためには技術的対応以外に請負ってもらうべきいろいろな要件が付随することになります。その調整をいま現在時間をかけて調整を図っております。今現在その調整を図っておるということでございます。地元事業者の情報ネットワークの設備を適切に取り扱っていただくためには、所定の講習会等を実施するとともに、管内住民に対し故障等対応事業者として公表する体制づくりが必要であると考えていますので、そのためには、各事業者に対し体制全体への十分な理解と安定的恒常的な運用及び故障対応以外の事務処理的対応を求めることとなります。これらを円滑に進めるために今その下地づくりを現在行っているところでございますので御理解いただき最終的な整理について今しばらく時間をいただきたいと思っております。以上です。

7 鈴木 今本論のほうの4項につきましていろいろと説明をしていただきました。もう少し細かいことをいろいろお聞きしたいので、あまり詳しい説明は結構ですが、まず受信設備は多分NTTのあそこのビルにあると思うのですが、あそこから東栄町や豊根村まで全て光ケーブルで送っているわけですかね。

津具総合支所長 はい、そのとおりです。

7 鈴木 もし総延長の距離わかりましたら教えていただきたいと思うがわかりませんかね。

津具総合支所長 申しわけございません。総延長は今ここではわかりません。申し訳ございません。

7 鈴木 非常に長い距離だと私は思いますけれど、これが老朽化してきますとね、大変な保守が必要になってくると。これをまた財政で賄っていくということはちょっと先思いやられるような気がせんでもないわけですが、さらにこの情報ネットワークの設備というものはこれは3町村の持ち物ですか、それともN T Tの持ち物ですか。

津具総合支所長 これは町村の持ち物でN T Tの物ではございません。

7 鈴木 そういうことになりますと、N T Tとは保守管理の契約をしているというふうに解釈できるわけですね。それでよろしいですね。さらに、話があっち行ったりこっち行ったりで申しわけないですけど、NHKと一応協議をなさって全ての地域をカバーすることができないという返事で、その時点で有線いわゆるケーブル線ですべてを埋めるように設計をすることになったと思うのですが、参考文献見ても読んでもらえればわかるんですけど、稲武町でもやはりすべてをカバーできるわけではないんです。しかしそれは、やはりその電波ですべてをカバーするわけにはいきませんので小規模なケーブル共聴をやっていくんです。ケーブル共聴は距離が長くなると非常に維持費がかかる。それが短い場合は割かし不具合が少なくて済む。それも稲武町の場合は全てNHKがみるというふうに言っております。そういうところでもう少し詰めをしていただいて、NHKに言葉は悪いですけどね、泣きつく、何とかしてくれと、そういう方法をとることも必要ではなかったかと、稲武町はそうしたそうです。参考の文献読んでもらえればわかるんですけど、先ほどもちょっと触れたんですけど、大鈴で本宮山の電波をとってるんですよ。それとつとところはふれあい広場にある、設備が。あそこで本宮山の電波をとって、しかもあれはもうNHKだけですよね、今は。そしてそれを大鈴へ送って大鈴から電波で東納庫の大平へ送ってるんです。そこから有線のケーブルで稲武の各中継局へ送ってるんですよ。なぜそんな回りくどいことをしたか。これ私の考え方で想像の域を脱するわけにはいきませんが、多分NHKは設楽町がそのNHKの方式にきつと乗ってくるというか、きつと依頼があるだろうと、それを想定したのではないか。ということをおはNHKの職員の中でそういう意見を言ったという話を聞いております。どうして設楽町はやらないんだろう。それをやるためにあれだけのものすごい設備にしたわけですよ。いつでも本宮山の民放をすんと入れれば全ての放送が設楽町中、とりあえずですよ、東栄町や豊根村はとにかくとして設楽町中の視聴は可能になれる。今までそこからNHKの電波を出してたんですけど、それをアンテナで見ることができる地域は全て自分とこの個人のアンテナで見えるんですよ。そういう地の利を得た大鈴の中継所、これ

で結局もし設楽町がぜひNHKさんお願いしますという形をとった場合には、設楽町と稲武町一緒にして一つの共聴システムをつくるつもりではなかったかと。こんなふうに私も想像しております。これはあくまでも想像ですけどね。NHKがあまり乗り気でなかったようなふうですけど、私は話そうでもなかったのではないかと思います。

それからちょっともう最後にもう一つお聞きしたいのですが、この契約の期限というのはどういうふうになってるんですかね。

津具総合支所長 これは単年契約ではなくて 28 年までの契約で、それで細かいところは 1 年契約の修繕だとかそういったものは個々に契約をしております。

7 鈴木 そうすると 2008 年以降は契約が変わる場合もありますということで解釈してもよろしいですか。

津具総合支所長 今 2008 年と言いましたけども、契約が切れた時点は当然見直し等がされれば業者が替わる可能性はあると思います。

7 鈴木 6 月末のデータですけども加入者数が 3 市町村でテレビに関しまして 4,375 件と、これを見ますと、東栄町、豊根村のことはちょっと定かではありませんが、総戸数に比べて非常に加入戸数が少ないように思えるのですが、その人たちはどうやってテレビ放送を見てるんですかね。

津具総合支所長 3 町村の全てが入っておるというわけではないわけですけども、個々にそれなりの、設楽町については個々にとれるところも部分的にはあると思いますし、豊根、東栄については多分直接自分宅でとれるということはないと思いますので、何らかの方法、なしの状況でも暮らしていける、いくという形でもやっておるのではないかというふうに、どういうふうな手段をとられておるかということまではちょっと確認しておりませんので。

7 鈴木 個人の方法で何らかの方法で見ているという話もありましたが、十分な映像は見ることであればそれは結構なことですが、せっかくこうした設備がありますのでなるべく大勢の人に加入していただければ、それだけ加入要件というか利用料がいただけますので、それだけでも町政のほうにもプラスになりますのでぜひそれは進めていただきたいと思います。

少々専門的なことになって誠に申しわけありませんけど、これからもいろんな新しい時代とともにいろんな新しいことがまた起き上がってくると思います。今からこの方式を変更するというわけにはいきませんので、それは仕方ないとしても今後ラジオ放送もデジタル化されると聞いております。その際に自治体が再び関与するかどうかそれはまだわかりませんが、もしそういうことになりましたら一つしっかりと研究していただいてまた同じような轍を踏まないようにしていただきたいと。何にしてもとにかくお金のかかることは大変なことです、どうかその点を重要と考えてやっていただきたいと思います。以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長 これで、鈴木藤雄君の質問を終わります。

議長 次に、4番夏目忠昭君の質問を許します。

4夏目 議長のお許しをいただきまして、1回目の質問を上壇から行わせていただきます。私がお尋ねするのは田口特定環境保全公共下水道事業推進についてでございます。この計画は皆さん御存知のように、最初に関係住民に説明されたのが、平成22年2月、すなわち21年度末です。次が24年2月で、そのあとは25年1月に田口地区における下水道等事業のあり方に関する検討会仮称の説明がなされたまま音信不通の状態となっております。この間、24年3月議会で私が一般質問しましたが、当時の生活課長答弁では、今後は、計画段階の節目節目で説明会を開催し、きめ細やかな情報提供を行うとのことでありました。

そこで、次の点をお聞きします。現時点での計画の進捗状況と完成目標年次までのスケジュール。2番目に下水道事業協議予算1,920万円の執行は可能なのか。この場合、関係地区へのきめ細やかな情報提供、説明をいかに考えているのか。この2点について壇上で第1回目の質問を終わります。お願いいたします。

町長 御質問の内容等につきましては、担当課から御説明を申し上げさせてもらうことがいかなと思っておりますので、担当課長のほうからお答えをさせていただきます。

生活課長 それでは、1点目の現時点での計画の進捗状況と完成目標年次までのスケジュールについてお答えをしたいと思います。9月4日明日でございますけれども、田口地区の特定環境保全公共下水事業の全体計画の見直し業務委託の入札が行われまして落札業者が決定をいたします。内容につきましては、6月の定例議会の一般質問でも若干話させていただきましたけれども、現計画につきましては田口・清崎・田内地区という3地区の整備区域としていたものを、今回田口地区、設計対象面積といたしましては81.5ヘクタールのみ計画に改めるものでございまして、工期につきましては平成26年3月23日までとなっております。それからまた、完成の目標年次までの具体的なスケジュールにつきましては、先ほど申し上げました6月の定例議会の一般質問でお答えをしておりましたけれども、今年度につきましては、処理場の位置、それから規模等を決定するための調査、それから全体計画の見直し作業、本管・支線部分の見直しを行いまして、事前協議書作成の準備を進めております。それからこれに基づきまして平成26年度につきましては事前協議書の作成というものを行いまして関係機関との協議を進めまして、平成27年度から処理場、また管渠施設の設計のほうに入っていきます。平成29年度から工事のほうに着手をいたしまして、平成32年度完成を目指していくものでございます。

次の2点目でございますけれども、下水道事業予算の1,920万円の執行は可能か、という御質問でございますけれども、下水道の事業協議書作成委託費につきましては、平成25年度今年度の当初予算につきまして1,890万で、あと差額につきまし

ては水質検査のほうの委託料でございますもんで協議書作成委託費といたしましては1,890万円を今計上してございます。この予算というものは当初お願いしているものでございますから有効的に活用しまして、処理場の予定地周辺の測量業務委託、それからまたランニングコストの算出、それからまた新技術提案による工事費の低減、それからまた工期の短縮の検討を進めてまいりたいと思っております。

節目節目の住民説明会の開催につきましては、地区説明会でいただいております疑問や不安な点、それから議員から提案をされておりますモデル家屋を選定して宅内工事費にいくらかかるかというような算出も含めまして整理をしてから地区の説明会を開催するよう準備を進めてまいりたいと思っております。

それから時期につきましては、明日入札が行われます見直し作業というものの進捗状況にもよりますが平成26年、来年の2月下旬から3月下旬というものを目標にして進めていきたいと考えております。また、事業の進捗状況に合わせまして、田口地区における下水道等事業のあり方に関する検討会、仮称でございますけれども、これを開催をいたしまして、その中でもいろいろな御意見が出ると思いますがそれも反映できる場所はこの作業の中で反映をしていきたいというふうに考えております。以上です。

4 夏目 もう一度お伺いします。事前協議書の構成内容、これをもう一度説明お願いいたします。

生活課長 下水道事業の協議書の内容でございますけれども、明日入札されます、まず田口地区の特定環境保全公共下水道事業の全体計画の見直し業務。それから、新たに処理場の予定地というものがございまして、その周辺の測量業務ができていないということで測量業務委託。それから、6月の議会でも言われましたけど、財政的なもの等を一応勘案するというのもございましてランニングコストの算出。それから県のほうから新技術というものも提案したらどうかということも聞いておりますので、それもそん中でやっていきたい、やっつてることによりまして工事費の低減とかまた平成32年度というふうに決めてございまして工期の短縮というのでも検討を進めてまいりたいということでございまして。それと、この中で議員のほうから提案されておりますモデル家屋15戸でしたかね、を選定しながら今の説明だと宅内工事費が10万円から100万円というふうに漠然としたものでございますから、それも検討したらどうかということもやっていきたいと、とにかくこの予算の中で県との協議、また国からの補助をいただくための必要なものを全て網羅していきたいと考えております。

4 夏目 ただいまの事前協議書作成につきましては、明日9月4日業者選定の委託入札をされるということのようなんですが、実を申しますと、議員としての立場で私が各地区を歩いてみますと、田口の下水道はやるのかやらないのかと。もうこの4年間全然音信不通でできるのかできないのかと、やるのかやらないのかという住民の皆様方の質問が寄せられております。と申しますのは、先ほど申しました

ように、21年度末すなわち22年2月に説明があつて以来、2回地区説明会がなされただけでそれも当初のほうの先ほどの課長の説明で、田口、田内、清崎が第1回目、そして第2回目が田口だけだということの説明で、あとの細かい説明がなされてませんし、それから先ほどモデル家屋の選定や何かで各1戸あたりの、要するに宅内工事だけではなくて、本管までの引き込み線がどの程度かかるのかというような情報も住民の方々には行き渡っておりません。その中で先ほどちょっと聞いてみますと、事前協議書の構成内容が全体計画の見直しと処理場の位置、並びにランニングコスト、新技術導入の工事費低減、それから処理場周辺の測量業務委託、こんなふうになっておりますが、こういう情報についてはですね、処理場に位置などというのは住民が一番最初にどういうふうにするんだということで一番関心が持つことなんですね。議会として先般説明を聞いたときには上原の少し下った荒尾側のところで処理場をつくるというようなことは言われてましたが、そのへんの情報は住民には一切行き渡っておりませんし、事前にそういうような処理場の位置について住民の御了解をとるといふような努力が今まで全然なされていませんが、このへんについては町長さんいかがなものでしょうか。

町長 今までの経過というか、過去この下水道計画を進めていく段階でまず町の全体系の中で下水道計画ではめて、その事業に基づいて進めていけるところがどこかとか、そういう内容、具体的な位置関係それから手法について検討をしてくる時間がありました。そういう中で、この田口地域またその周辺をどういう形で処理をするかと、処理方法をとるかという、いけば行政サイド我々がその決定をみていくためのいろいろな方針、方策、そしてそれに基づく調査、そうしたものが内々で進めてきておる状況でありました。そして、その結果を最終的に決定をみて地域の住民の方々にこういう事情でこういう方向で行くんだと、そういう内容が決定をされる状況にまで、まだ今の段階までは今までの過程の中では決定に至るところまでは来ておりませんでした。したがって、そういう決定をみないものをあたかもこれでもって進めていくんだというような情報を仮に先行して流した場合には、やはり実はそれは違つたんだと、あのときにはこういう思いがあつたけども実はいろいろな人の意見を聞く、また説明会を行った経過を見るとそういう不合理が出てきた、そういうことに基づいてこれをまた改正したいんだとか、いうそういう過程、そういう段階をこの時間的に経てくる今までの時間経過がかかってきておつたというふうなことがありました。そういう積み重ねの中で今、課長が申し上げたように今後のスケジュールこれを申し上げましたが、そこはやはり町の方針をきちつと決めて田口地区を下水道計画、それ以外の所は合併処理浄化槽でいくんだという基本路線に基づいて計画、設計をやるんだと。その設計内容がわかつた段階、わかつたというか皆さんに報告ができる状況になれば今申し上げたスケジュールの中でこれからお示しをして、そういう建設に向けて皆が理解ができるそういう説明に供していくというふうに言っているところであります。したがって、今までちつともやる気があるのかないのか、やるのかやらんのか

か、さっぱり見えんじゃないか、説明はあったけどもそれ以後何の話もないぞ、ないかというようなそういういえば不穏的なムードが漂ってきておる状況をつくってきたというのは大変申しわけがないというふうに思いますけれども、町の方針等がきちっと腹へ入れて町民の方々に説明ができる状況を今つくりあげてその上にたって説明をしてまいりますので、そういう時間の経過と今までの現状について申しわけないというお詫びをする点も含めて、今後きちっとした方向で説明してまいりますのでよろしくお願いをしたいというふうに思っております。

4 夏目 姿勢としてはそういうようなことで今大体わかりましたが、ただ問題なのはですね、処理場の位置、これが全然住民に説明されないまま事前協議書をつくられますと最後ランニングコストまで影響してきます。ということは住民が負担する使用料まで影響するということですね。そういうような情報を事前に住民に説明なしに町のほうだけで事前協議書を先に作成して、それが県のほうへ通りましたから、はい、よろしくお願います、では住民の皆様方が主客転倒で納得されるかどうか。このへんをお聞きします。

町長 そういう主要施設をどこの位置に決定するかというふうに至るまでの裏付け、やはりなぜこの場所が適当なのか、そういうことをきちっと説明のできる態勢を整えた上でやはり公表しないと、先に用地相談ありきでここがいいと思いたいがいかがでしょう、とやったときにはやはりいろんな意見が出ると思うのです。それが全員の皆さんの意見が 100% 了解という状況ができ上がればこれに越したことはない。しかし、やはりいろいろな見方、意見そういうものが出てきて当然だろうと思います。したがって、そういうものを含めて聞き入れる、やはり我々の想定する範囲の中でそういう検討事項というものも検討する成果という形の中で位置づけも決めていかにやいかんだろうというふうに思っておりますので、先にここをやりますからいかがでしょうとやった瞬間には、やはりまとまっていく話もまとまん状況もできるんじゃないかと思っております。したがって、そりゃ、やはりですね、混乱を招くもとなるような方針では、やはりこの計画を大きな計画ですので前後しちゃう、また後戻りする、前へ進めない、そういうことも想定の中に入れながらきちっとみんなが納得ができ説明を受けられる状況つくりあげる、そういう責任があると思っておりますので、そういう過程を踏んだ上で示してまいりたいところ思っております。以上です。

4 夏目 第1回の説明会のときに、田口地区の説明会で私はおりましたが、第1回のときには田口と清崎、田内を幹線道路と、要するに 257 号線で結んで清崎までそのままつなぐということでした。そのときの住民の皆様方にこれは三、四人の意見はそのときに出されましたが、同調された方がかなりおりました。すなわち、動力をもって上原のほうまで下水施設をですね、下水じゃなくて汚水を運び込むのは、もし停電がなった場合にはどうするんだと、逆流してしまいますよという質問がありました。そういうようなところまで考えてみると、現在上原を越えて荒尾地区のほうへ持ってくることで体が住民の皆様方の第1回目の疑問に対して

説明がなされないまま、そこの地域を決定するというような事前協議の作成がなされる。これは先行ということで、位置のほうについてはあらかじめ住民の皆様方にある程度こういうことでいきますが事前協議をつくりますので御了承くださいぐらいのところはまずやっというてもらわないとですね、第1回目のところではもう完全に上原を電動施設で汚水をくみ上げること自体、停電があった場合には逆流するぞという心配が皆さん相当ありまして、反発が相当ありましたことは私は記憶にありますので、そういうものを念頭において処理場の位置が現在の上原から荒尾のほうの下がったところを出すところについては、どういうふうにお考えなのか、住民に説明がつくんでしょうか、その点をお伺いします。

町長 今御指摘のいろいろな不安視、また心配される向きはおありだというふうに思っております。これはやはり専門的な技術、そして置かれた環境、例えば場所のスペースですとか、そういう構造的な問題ですとかいろいろな視野に捉えてですね、やはり専門知識のある技術的にも後々トラブルが起きないようにシステム化を図って設計を講じていくというのは当然のことです。今御心配の向きのことは全てクリアをしながらきちっとした施設につくり上げていくように進めてまいりますので御理解をしていただければというふうに思います。

4 夏目 あくまで住民代表の立場として私はあらゆることを想定しながらお聞きするわけですが、事前協議書の性格というのは、これはもう1回事前協議で決まってしまうとそれが変更ができるものなんですか、どうなんですか。

生活課長 事前協議書って言いますかね、今は国県に補助金をいただくための説明を資料をつくるということでありまして、事前協議書という冊子は今はございません。今回、今説明をいたしましたけども、議員が心配されるようなことについても今の見直し作業の中で問題点をこちらで全部ぶつけまして、それで一つ一つクリアして説明会の時も住民に説明ができるような形、当然、今言われたように逆流していくじゃないかっていうことがあれば、その問題についてもこの調査の中で全部クリアをできるような形をしていきたいということでもございまして、まだ事前協議書、今年もうつくり上げるということではありません。あくまでもこれをいろんな処理場の位置の平面図とかそういうやつをとか資料を見ながら、これから県とコンサルと町との間で3者において月に1回なりのペースでこのいろんなことを検討していくという内容をしていくわけでもございまして、その中で例えばいろいろなまだこういうような資料が欲しいと言えればそれをつくり上げていくというものでございます。以上です。

4 夏目 そうしますと、現状では町の施政方針は、先ほど24年2月に下水道あり方検討会、このときにあった上原を越えた荒尾地区のところ、ここ一点だけで処理場を設置するという姿勢なのか、そのほかに例えば自然流下を採用できるような鹿島川下流のほうの、ダムの移転がなされましたけども、そこらへんでも約3,000平米あれば処理場ができるというふうに私は聞きましたのでそれを記憶しておりますが、3,000平米すなわち3反、そのぐらいならば確かに自然流下方式でダム

の移転がなされた跡地のところでは十分に面積がとれますが、そういうふうなところ、複数も含めて事前協議書、事前協議書ではなくて国庫申請のときの説明書をつくるという複数の案もあるかないかそのへんをお聞きします。

生活課長 前回までにですね、いろいろなどこの調査というものは前担当のほうで行ってきております。その中で現在上原荒尾線についても2ヶ所ほど候補地があったのでございますけども、町有林がございまして、町有林というか町の山林がございましてそこを中心に今回調査をしてみるということでございまして、まだ町有林の周辺の方にもまだお話はまだできてませんもんで、今後その方とも話をしながら今年平面図を作成させていただきまして、それからまた言われるように3,000平米という言われていたのがはたしてその大きさについてもですね、今回、清崎と田内地区というものを切り離したということで、処理場の大きさも当然違ってくるございまして、そんなに必要がないのかもしれないけども、これについても現在、明日落札者に決まったコンサルとですね、一度話をしてみまして、どれぐらいの範囲の例えば測量をすればいいのかとか、そういうことも含めて今後進めていきたいということを思っております。以上です。

4 夏目 そうしますと、明日入札をします、要するに平面図を含めた処理場の位置の測量だとか、それからランニングコスト、新技術導入に伴う工事費の低減、こういうようなものについてとりあえず上原荒尾線の町有地のところだけ行うということなのですが、実際にそれじゃそれに基づいて田口地区の住民の皆様方に説明したときに、やはり町有地はあるけれどもそこではどうだろうかという疑問がまた反対がなされた場合に、そこからまたほかの位置をまた選定し直すということでは事業がどんどんおくれますが、そのへんについて複数の処理場の位置をですね、検討する用意があるのかどうか、このへんをお伺いします。

町長 先ほど申し上げたようにですね、まずその場所の選定というのは我々が持つておるプランそういうものはいろいろな背景というか、いろいろな状況を勘案しながら場所を決めていく、そういう思いをしております。そういう中で候補地として今の1ヶ所に絞り込んできておるという背景はあるわけですが、そうしたこともきちっと説明をさせていただいて、やはり御理解を求めた中でそうした我々の思いというものをお伝えさせていただく中で場所を決めていきたいと思っております。したがって、ここがだめならあそこ、あそこがだめならここだっというふうな二転三転するようなそんな計画をつくる思いはありませんし、きちっとした裏付けをもってそこにするんだという強い考えでもってお示しをしていきたいと思っておりますので、そういうことで御了解をお願いをしたいというふうに思います。

4 夏目 今の町長の答弁ですと、現状の上原荒尾線の町有地のみで処理場の位置をまず技術的にもそれから費用的にも検討をして計画はしっかり定めてから説明会へ持っていくとこういう状況のようですが、それはそれで町の腹ですので私は結構かと思いますが、ただそのときにですね、ここの町民が一番、田口地区の町民が

一番心配するのはランニングコスト、すなわち使用料等についてですね、どう考えられておるのか、そのへんのところもですね、ある程度は現状で、では9月4日の日に明日ですけれども、事業委託を入札しましたと、する寸前段階で町民に対して情報提供できませんかとしました、ほんで上原荒尾線の町有地ですと、これについてしっかりとランニングコストや新技術の導入によって工事費の低減なり、そしてもろもろの皆様方に説明する資料を得てそしてしっかりと説明するんだというような情報提供をですね、これはされといたほうがですね、いきなりもう全部事前協議書をつくってさあこれを説明しますと言った場合に、はたして今まで2回ほど町が説明したときに相当もめて、または、そのときにもう既にはい住民の皆様方の関心が薄くて出席率は各地区ごとに1割満たなかったわけですね。そういうようなことについてももう少し住民の、要するに加入者を上げるためにもですね田口の下水に対する関心を高める、そういう努力を事前になされるほうが私はいいのではないかと思います、その点についてお伺いします。

町長 今回申し上げているようにですね、方針を決定していく、これをもって進めていくんだというそういう事業で取り組んでまいります。そういうことであるがゆえにですね、今御指摘をいただいた使用料の話ですとかランニングコストの話、そして建設費はもちろん、そして維持的経費そうしたものも踏まえる中で今回の調査、調査というかそういう設計をつくり上げていきますので、当然その中で決まったものを町民の方々にも御説明を申し上げる中でこの事業を進めてまいりたいと、またそれが当然だというふうに思っておりますので、そういう説明をきちっとしながら今後進めてまいります。

4 夏目 私が過去2回、お聞きしましたのは町民の皆様方の加入率の低さ、これがまず前提にあって、そして要するに事前のアンケート調査に基づく加入率の低さですけれども、そしてあとその後に住民の理解をなされるような町行政執行部の明確な意思に基づく説得がなされてない。この2点が一番心配なんですね。つくることについてどの程度財源がかかって、そして下の負担に基づいて町のほうの負担がこれだけ減少するというものについては過去2回説明がなされてますので、そのへんはしっかり読めばわかるというものの一般の方々はなかなかそこまでは熟読はされてませんし、計画が田口並びに清崎、田内と、そして田口だけになったということの経緯についてはあまり皆さんも承知はなされていません。そういうようなことにつきまして、前回のきめ細やかな情報提供説明を節目節目でやっていくというお答えの中で、今年度ではいつごろ住民に対して、要するに事前協議書が26年3月これぐらい前にはでき上がるという内容のことですが、そのできあがる中で住民に対して説明会を開けるのか、それともでき上がってからされるのか、そのへんをまずお伺いします。

生活課長 先ほど申し上げてましたけれども、事前協議書ですね、準備をしていく段階でございまして、事前協議書というものを作成したから住民説明会を行うというものではございません。それからまたやっぱり加入率の低さとか分担金とかい

ろんなことも私説明会の出された意見というものを目を通しておりますけども、やはりまだ情報が不足しております、まだ住民の方にその内容についてきちんとしたことが説明ができないということがございまして、今回明日の見直し作業の中でこちらのほうからいろいろな提案をさせてもらって、いつまでに回答をいただきたいということ。それからまた住民説明会を先ほども2月から3月と申しあげましたけども、それに向けてそこまでの年間実施のスケジュールをたてるようにも上のほうから支持が出ておりますから、それにのっとってきちんとしたものをつくり上げて、またその折々では当然議員の皆さんにも説明のほうをさせていただきたいと思っております。以上です。

副町長 今質問のありました住民の意見を聞くという話でございます。先ほど担当課長のほうから説明いたしましたように、明日4日の日ですか、に業者に委託するのは田口地区の清崎、田内地区を含めた全体計画を田口地区の計画に見直すということで行います。ですので、それが来年の3月23日までの工期でございますけども、それについてはある程度内容が固まってきた段階で住民の皆様方に説明会を行います。その時点ちょっと固まるというか、あらあら固まってきた時点というのは今ちょっと申し上げることはできませんけども、できればですね12月末ぐらいには処理場に位置とかあるいはランニングコストの問題とかですね、いろんなもろもろの問題を含めて住民の方々に御説明をさせていただいて、その中でいろんな意見を伺いながら最終的に工期であります3月23日の時点にはなるべくですね、住民の皆様方の御意見に沿ったような見直しをしていきたいと考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

4 夏目 私の聞いたかったのは実はそこなんですね。内容が固まり次第12月末までには処理場の位置だとかランニングコスト等について住民説明会をされるということですが、では、あり方検討委員会こちらのほうはですね、つくってからまだ一度も開催されていないようですが、こういう業者のほうの固まりつつある中で検討委員会の意見を聞く機会がなされるのかどうか、そのへんはどうでしょうか。

生活課長 私が調べたところによりますと、あり方検討委員会は1回開催をしております。それで大体住民説明会等をですね、開く前にあり方検討委員会のほうにお諮りしてるといふふうに認識をしております。以上です。

4 夏目 あり方検討委員会の内容を私は見ていると、下水道事業に対してですね、町側の説明だけではなくって要望等も伝えられるようなたしか内容になっと思ったと思いますが、そのへんはいかがですか。

生活課長 当然あり方委員会でいただいた意見は反映をさせていくというのが趣旨だとは考えております。以上です。

4 夏目 そうしますと、業者のほうに委託しました田口地区の全体計画こういう中で固まるものが固まりつつある中で、あり方検討委員会の意見を聞くような機会がありますか。

生活課長 そういう場も設けていきたいと考えております。

4 夏目 検討委員会のほうの意見を聞いていただけるということですので、それはそれで私は結構かと思えます。ただ、もう一度申し上げますが、ここはもう完全に町長のリーダーシップが問われるところだと思います。4年間まさに22年2月に説明されてから2回しか説明がされてませんし、もう住民のほうではできるのかできないのか、できないだろうなという意見も私のほうに聞こえてきますので、よりもう丁寧なですね、前回よりも増してきめ細やかな情報提供をその場その場、まさに節目節目でやっていただいでですね、それが加入率の向上につながるような町執行部の執念みたいなものを1回見せてほしいなと私は思っております。これ以上のことについてはこれから予定ですので私は申しませんが、ぜひそのような強力なリーダーシップを発揮していただいでですね、住民の皆さま方の御理解が得られるような努力を目に見えてされるようなことをまずお願いしまして私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長 これで、夏目忠昭君の質問を終わります。

お諮りします。休憩をとりたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 はい、異議なしということですので、10時40分まで休憩といたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時40分

議長 休憩前に引き続きまして会議を開きます。次に、2番金田文子君の質問を許します。

2 金田 2番、金田文子です。通告に従い質問いたします。木材をたっぷり使った、ぬくもりのある新庁舎の供用開始が近づいています。建物は、地方自治の拠点にふさわしく、町民、議会、行政が活動するスペースを隣接させ、3者の距離が縮まる配置になっています。しかし、せっかくのよい建物も積極的に活用されなければ、無駄なハコモノとのそしりを免れません。

子育て支援センター、図書館は町民のスペースです。行政にかかわる者は、町民満足度が上がる運用、つまり平たく言えば、行きたくなる図書館、を実現するよう工夫する義務があります。そして、町民の皆さん自身が、より良い図書館・子育て支援センターにしていこうという当事者意識を持って、活発に利用、活用していただけるように運営しなければなりません。子育て支援センターについては別の機会に議論することとし、本日は、図書館運営について質問します。

まず一つ目、新しい図書館の基本理念は何ですか。2番目、活発に利用、活用される施設にするための方策は何ですか。3番目、町民が当事者として参加し図書館を充実させていくような仕組みが必要か、必要と考えているかどうか。以上3点をお聞きして1回目の質問にします。

2番目の問題、さっきから議論が白熱しているようですが、6月に引き続いて、生活排水処理の問題について質問します。これについては町長さんにお答えいただければ結構です。担当課長の考えは6月に聞きましたのでよくわかりました。

私は、6月議会で、下水道事業の協議において将来の財政負担を最小にする処理方法を選択して、自治体の意思として示せ、との質問をしました。特定環境保全公共下水道の予定変更、つまり、田口・清崎・田内の予定施工区域を、田口地区及び小松地区の一部に狭める区域変更の機会、この機会にもう一度合併浄化槽方式を再評価して検討し、金のかかり過ぎる下水道施設を見直すようにという趣旨で質問しましたが、うまく議論がかみ合いませんでした。

担当課長は、既に決まっていることだからと、特環下水道の議論に終始していました。ところがさすがに、町長は、水道や下水道の担当を長くやっていらっしゃってたというふうに聞きましたが、さすがにその政治に携わる者の責任として将来を展望した誤りのない、みんなが同調できる下水道事業を進めるというふうに発言され、お約束されました。この将来を展望した誤りのないという内容について質問することを通して、横山町長の政治姿勢をお尋ねしたいと考えます。

そこで1問目、中山間地、都市部の辺縁部の、いま合併しましたので都市部にも辺縁部は中山間地と同じようなところがたくさんあるんですが、そういうところも含めて中小規模の自治体の中小下水道事業について、日本の現状から、今までいろんなところで農集排や特環下水道やまちのほうの公共下水道もそうですが、たくさん国の政策に従ってみんなひいてきたんですが、その現状を研究、考察して議論されている問題点があるというふうに聞いておりますが、町長はその日本の現状から議論されている問題点と解決策の論点は何と考えていらっしゃいますか、教えてください。それについての町長のお考えはいかがですか。

二つ目、先ほどからさっきの前の議員の質問のときには、田口地区の全体計画を見直すというふうにおっしゃってましたが、それは全体計画を見直すとは言えなくって、区域を狭めた計画をつくり直すということに思います。私は特環も農集排も合併浄化槽も含めて、町の生活排水処理汚水処理の全体の構想をもう一遍じっくり見てみますか、どうですか、ていうことをお聞きしたいと思えます。

それから最後に、7月ごろ立ち上げる年に4回ぐらい開くと言っていた、町下水道審議会の委員会は町長が諮問するわけですが、いったい何について諮問し答申してもらおうつもりなのか。その3点まずお願いいたします。

町長 御質問の件につきまして、最初に教育委員会から、また二つ目の質問につきましては私からお答えをさせていただきます。

教育課長 まず最初に、図書館の町民が行きたくなる図書館に発展させる運用ということで、1点目のですね、まず新図書館の基本理念は何か、ということですが、一般的には図書館のイメージは、静かにしなくてはいけないところとか、こむずかしい本が並んでいるところだとかという印象が持たれがちではありますけども、本来はもっと身近で親しみやすい自由な場所として存在すべきと考えております。本があって人がいる、集い・語らい・憩える場所を基本理念としまして、町民がそれぞれ自由な時間を過ごし、例えばインターネットで世界とつながりたい人がじっくりと情報を探すスペースがあったり、また、隣に併設します児童館との連携により子育ての成長を見守り、町の未来を語り合う家族のための広場がある、またさらに中高生が勉強と取り組みつつ友達との会話を楽しむ空間もある、逆にですね、にぎわいから距離を置いて静かに本とそして自分たちと向き合いたい人のための場所がある、など、私たちに生活にくつろぎと潤いをもたらす場所となるような整備を目指したいと思っております。

2点目の、活発に利活用される施設にするための方策は何か、という問いですが、現在考えられるのは一つ目としては、図書館サービスの基本は、町民の求める資料や情報を提供するというので、そのためには町民の図書館との連携と協力により図書館機能を十分発揮できるような資料整備・収集に努めます。また、図書館便りなどについても広報活動を引き続き行っていきたいと思っております。二つ目に、したらとつぐ図書館の蔵書の情報を充実させ、各図書館内で利用者が容易に検索できるシステムの整備を進めてまいります。三つ目として、現在保健福祉センターで行っておりますブックスタートとの連携によって、子育てに関する情報収集ができたり、安心して子育ての学習ができる場所を館内に確保したいと思っております。四つ目としては、児童・青少年用の図書の収集や提供や児童・青少年の読書活動を推進するための読み聞かせ等の継続、また、学校との連携を図って児童・生徒に対して利用案内を進めるとともに学校に必要な学習図書の貸し出しコーナーを設けたいと思っております。最後に五つ目ですが、利用者の利便性の向上を図るため、新庁舎及び児童館等の開館時間を考慮しまして、開館日だとか、開館時間について見直しを図っていきたいと思っております。

3点目の、町民が当事者として参加し図書館を充実させる仕組みが必要か、という問いですが、国際化、情報化等社会の変化や、児童、青少年、高齢者、障害者等多様なニーズに応えるためには住民参加が必要だと考えております。公的な会議ではなく、むしろ日常的な活動の中で利用者との対話、あるいは利用者及び関係ボランティアグループとの懇談会を通じて住民の要求を捉え、その提案を生かせる仕組みを考えていきたいと思っております。以上です。

町長 それでは、私から二つ目の御質問であります、公共下水道に対しての町長の先回答弁を申し上げた将来を展望した誤りのない下水道施設とは何かということについてまずはお答えをさせていただきます。

まず基本的には、町民生活の中で将来にわたって文化的また環境的にも充実し

て、そして生活環境の向上を目指していく、そしてその中で今の置かれた日本の社会環境こうしたものを捉えると、やはり設楽町民みんなをやはり文化的な生活を営んでいけるようにするためには生活排水を健全におさめるということは住民生活のためには必要不可欠なものであるというふうに思っております。そのために、それをつくり上げていく、また投資をしてこれをつくり上げていくことは重要なことだということがまずは大前提として考えるところでもあります。

そのためにこの基本理念に基づいてこの公共下水道事業を進めるにいたっては、それぞれ整備をする地理的な条件等によって異なります。一概にどの施設整備も同等条件で同じような状況、同じ条件で施工できるものではないということも当然であります。また場合によっては、工事施工上、そしてでき上がった施設の管理運営上、効率の悪い施設またそうでない施設、それぞれ異なることも当然考えられるところでもあります。

新たにこの施設整備の計画を立てるには、こうした状況が異なって効率性のよしあしをも含めて計画されることは当然のことであるというふうに思っております。そしてこうした計画を立てていく段階で合理的に適しない状況があるとするとすれば、これを回避するための工法また処理方法を検討し直して、こうした条件に適した施設として計画することは当然のことだというふうにも思っております。

そして次の二つ目の質問であります。町の下水道全体計画の見直しをする考えはあるかということについてであります。現在進めておりますこの田口地区の下水道計画につきましては、先ほどもいろいろ議論お話を申し上げておりますけれども、設楽町内で既に排水処理施設が整備されている地区、名倉また津具地区を除く地域を対象としてこの処理施設の方向性等を調査してきたことは御存知のとおりだというふうに思っております。その結果、家屋が密集している田口とその周辺地域を下水道として整備することが専門知識のあるコンサルタントの皆さん方、そして我々ここで生活をしている者の実感としてそういう環境にあるということで、こうしたいろいろな有識者の方々の意見ということでお聞きする中でも町としてもその考えが妥当性のあるものだというふうに判断をしたところでもあります。

そして、過去平成19年度、また20年度にわたって策定をしてまいりましたこの計画に基づいて地元の方に説明をさせていただいたところでもあります。その結果、計画区域のうち田内、清崎地区を除いた区域、いわゆる田口地域についてのみこの下水道の処理区域として計画することが望ましいのではないかという意見が出されました。この意向を尊重する中で検討を進めてきた結果、この田口地区が、処理区域内の地理的条件、一部傾斜度のきついところはあるものの工事施工上また将来の管理運営上、適合範囲の中ではないかというふうに判断をしているところでもあります。これについては明日改めて専門知識を持ったコンサル等の意見を聞く中でこうしたことも考慮する中で今後具体的な施設の配置ですとか、

また管路の設計等を進めてまいりたいというふうに思っているところでもあります。したがって、田口地区は下水道として整備をし、その他の雑排水処理未整備地区については合併処理浄化方式として整備を進めていこうという方針で考えているところでありまして、今この段階でこの田口を他の下水道以外のことで処理をするということの考えに変えるつもりはありません。

また説明時に出された意見の中で、先ほどのいろいろ議論がありましたけれども、特に心配をされている下水道管と接続する際に個人が施工する家庭内の水回り施設、そうした改修費用についてもいろいろ議論を残すところでもありますし、またそこが大きな課題、問題になるんだろうということも思いの中にはあります。したがって、そうしたことへの軽減策これをも検討をしてまいりたいということも思っております。具体的な方法については、いろいろな皆さん方の御意見また議会の方々との御相談にも伺いながら決めてまいりたいというふうにも思っております。

最後に、三つ目の質問でございますが、町の下水道審議委員会には何を答申してもらうのかという御質問ですが、この内容等につきましては、あり方検討会という部分もあるわけでございますけれども、行政の組織化の中にこうした審議委員会を設けていただいて事業実施設計の内容ですとか、またこれへの意見等を集約していただくこと、さらには加入者負担金ですとか、また使用料金等の適正化ですとか、こうした関係地域としての意見等をも出していただいて建設整備に向けて地域住民の方たちの意見調整をも含めて御議論をいただいて利用者の総括的なまとめという形で組織化を図っていただき、また御協力をお願いをしたいというふうにも思っているところでもあります。以上です。

2 金田 町長さん、ちょっと私の質問のお答えがちょっとなかったので再び同じこと聞かせていただきますが、現在の日本社会において中小の下水道が抱える問題とその方策についていろいろな議論がされているんですが、どんな問題点が指摘されているのか。その解決方策の論点は何ですかということをお答えいただきたいということです。

それから、3番についても、7月ごろ立ち上げるとしていたんですけど、なんかいつやるの、何について町長は答申してもらいたいのかあまりよくわからなかったもので、もう一遍端的に短い言葉でお願いします。

町長 中小事業の問題点というのは、日本各地いろいろな状況があると思うんです。それは私冒頭で申し上げたようにですね、まずは基本理念として文化生活、環境をこう高めていく衛生的な生活向上を目指していくためには、こうした排水施設というものはどういう手法であろうがこうしたものをつくり上げていく必要というのは日本の社会環境上必要なことだろうというその理念を申し上げてつもりであります。それを進めるにいたっては、いろいろな地域性があったり、これ同じこと申し上げますが、その条件等によっていろいろな手法が異なると思うんです。例えば農業地帯であって一定の営農を営んでおる地域については御存知のよ

うに営農によって農業集落排水で整備をするという手法もあります。また田口のようにですね、農業地帯ではないけれども地域が密集して家屋が建ち並んだところへそうした排水施設を整備しようとしたときに、例えば個々の合併処理浄化槽でやるのが理想的にいいのか、また農業集落排水で対応ができないとするのであれば手法として考えれば公共下水道という手法があると、しかも対象となる人口も田口地区はそれにはまっておるかどうとか、そういうようなことをいろいろ背景として考えながらこの地域にとって理想的な生活排水の処理というものを考える必要があろうと、ただそれをやっていくためにいろいろな経費がかかる、建設費も条件によっては違ってくる、そういうことがあると思うんです。日本で言えば、もっと平坦ですよ、立地条件のいいところで効率よく建設ができるところと、やはりこの起伏の激しいところであっていろいろな設備投資をしないと安定した処理ができない地域、それでも目的達成のためには大きなお金をかけてでもやってかにならんと、そうすることによって大きな財源を動かさなきゃならん必要性があると思うんです。それは言っておるように地形のやっぱり状況によってやれるところとやれないところ、それとやはり処理人口、こうした規模の人口でありながら下水道配管をしてまでやるのが効率的にいいのかどうか、後々の維持管理費用にも重くのしかかる部分があるんじゃないかとか、そういうこともやはり考慮の中に入れて運営する、また計画することは当然なことだというふうに思っておるということを私は申し上げておる。日本中のやっぱり理想とするところ、効率よく建設費も低減できて建設ができる、維持管理も町民の方々の費用負担にもかからないような理想的な管理ができていけることは我々行政やるものは常にそこは追求しながら、それを求めてやることは当然なことだと思ってます。しかし、それにはやはり同じ状況の中であってもどうしても個々の費用負担だけでは賄いきれない部分が出てくる。それをどうフォローするかとするとやはり一般財源で大きな財源枠の中からそこに投資をしなきゃならん。そうしないと町全体の中のバランスのとれた公共性をみた、そして公平感のある施設を同じ町内であってそれを運営していこうとすると、やはりいろいろそういうことも考慮の中に入れてやらなければならない部分があるんだということは承知をとるんです。ですから、その中小の事業だからこれはいかんじゃないかとか、それはあるかもわからないですよ、理論的には。いろいろな考えの持ち主の方もおみえになると思うんです。ところが今設楽町に置かれた中でそういう施設を整備していこうとすると、そういうことも考慮の中に入れて計画をし、そして進めて行かざるを得ないし、進めるべきだと思っておるんです。そして、先回も言われておりましたが、そのことが将来の町の人々の重しになって禍根を残すようなことになったら町長どう責任取るだとかいうような御意見も伺っておりますが、私は今この状況の中で、この状況というのは財源の確保が裏付けができており、そしてそういったものも含めて今後将来管理態勢を維持していくためにも今の方針でやっていく今がそのときだなというふうに思っています。私はそういう

強い信念を持ってこれに取り組んでまいりたいというふうに思っているところでありまして、何を期待をされて質問されておるか私にはよくこれ以上のことはわかりませんが、私のお伝えしたいことはそういうことです。

それと、その審議委員会の人に何を審議聞かれるんですかというふうに再質問されてみえるので私は申し上げますが、やはり町民の人たちの思いを集約した代表となる方たちの審議委員会、だからそういう人たちの意見だとか、また町が運用するためにいい背景がどういう状況なのか、こういうふうだからこうなんだとかという説明も行政として申し上げていかにゃいかん。そのことを聞いていただき、それでもって審議をしてそして意見集約をしてまとめていただける、そういうところの機関をつくる必要があるし、そこへそういうことを私どもはお話を申し上げていくのがやっぱり行政として当然の話だろうというふうに思っております、それを委ねてまいりたいというふうに思っております。

2 金田 大変町長さんの思いは固まっているのでそのことについて詳しく話していただけることはわかるんですけど、そここのところからもうちょっと先進んで、大義、環境保全とか文化的な生活ということについてはどの方法でも公共下水道でも特環でも浄化槽でもその一番の大義は実現できるということは、みんな世の中で共通の理解になっていると思うんです。その次で、じゃあ、その次に何を考えるかっていうと、住民個人としては個人の負担とかが軽いほうがいいなということを考えるのですが、住民の皆さんのことを考えるあまりに行政負担のことを軽く考えてしまうといけないのではないかっていうことで今からちょっと言わせていただきます。

先ほど、藤雄議員の時に情報ネットワークの検討が不十分だったんじゃないのということで、今なるとちょっと高すぎたんじゃないのって、メンテナンスも困るんじゃないのっていうお話が出たので全く同じパターンだなというふうに私は考えていました。これは今ダム関連のお金をもらい下流域からの基金によって維持管理、それから更新、次古くなったときに建て直さなくちゃいけないのでそれをやるっていう考えっていうのは、もうずっと前22年の時だとか23年10月の全協とかでいろいろもう聞いてるし資料も見てるのでそれはもうわかりましたという段階、その次の段階に行きたいと思うんですが、短期的に今ここでできるそのときには行政の負担はこのこの数年っていうかこのつくる時、特環なら特環、浄化槽なら浄化槽、つくる時この短いスパンで考えるとダムのお金、下流域のお金で大変よその地域の人とはとてもできないその45億も使えないと言うのだけど、私たちは皆さんのおかげで安いお金でできるっていうその点の有利さがあるのでやるっていうことはわかるんですが、ただ設楽町民の税金だけじゃなく愛知県民、日本国民のもともとも税金であるっていうことで、その中には私たちが混ざっているっていうそういう税金を使うっていう感覚についてのことです。ただそのときに、短いスパンの時はこの工事をなさる方とか明日その入札なさる方々とかそういう業界の方はいつとき潤います。つくる時にもいつとき潤います。

更新とかいろいろメンテナンスやってもらう人たちも潤いますが、短期的に見るととても活性化されてその短期的な活性化は産業の経済の人たちにとってできると思うのですが、もう一つの考え方の人は、例えばこの前も言いましたが、下條村の伊藤喜平村長さんは、おまえ、そんな決まっとるとかみんなが言っているようなことはひっくり返すの大変だけとおまえの言っとることは違っとらんでがんばれよというふうに直接エールをいただいたんですが、つまり先の20年先、40年先の自分の町村の子供たちに財政負担を残さないっていうベストな選択っていうのを考える人もあるわけです。

(不規則発言あり)

2 金田 議長、いいですか。議長、静かにお願いします。

議長 続けてください。

2 金田 で、その長期的なスパンで考える人と短期的なスパンで考える人と2種類があるのでどっちがいいとか悪いとか多分決めれないっていうか、ずっと平行線で行くと思うんです。だからこのところでは、私はコスト感覚のことについて問いたいっていうふうに思っています。今町長がいろいろお話になったことはいろんなことが混ざっているので論点整理がちょっと難しかったので、例えば経費の回収率はどうなのか。いろんな事例を見れば調べれると思うので、経費の回収率を見てほしい。それから決算の状況、一般会計の繰入金がどこもたくさんになっているのでその状況も見てほしい。それから、人口ももうピークから過ぎて汚水処理人口もどんどん下がっています。そのことも見てほしい。人口減少時代に日本が平成19年から下がりだしたんだけど、設楽町はもっと前から下がりだしているっていう実態があるっていうことです。それから、国の社会資本整備の政策の変遷が昭和60年代ぐらいに下水道や農集排が盛んにやられていて、平成になってからは浄化槽との競合が起こってきたりしている。それから平成になってからは、さっきの情報基盤のネットワークだとか子育て支援や高齢者対策とかそういったようなこと社会資本の重点整備のほうにだんだん移ってきているので、私たちの町もそういうところにお金使えるようにしとかなないといけないんじゃないかっていうそういうようなこともちゃんと検討してほしいっていうことです。

そして、何を諮問してもらうんですかっていうのをなぜ言ったかという、諮問したり考えたりしてもらうためには、必要でかつ十分な情報が必要です。専門家の方はいいんですが、一般町民の代表として委員になったり検討委員になったりするとその必要にして十分な情報というのは行政ほど得られませんので、その人たちがきちんと考えられるだけの情報、先ほど言ったような経費回収率とか、決算状況とか人口のこととか社会資本整備の政策等の変遷とかそういったこともコスト比較をきちんとして出してくださいということを言っています。いかがで……。

町長 今、いろいろ御指摘をいただいた点についてはですね、やはりこうした公共施設を管理運営していくためには、やはり健全な財政計画を立てて無理のないそう

した範ちゅうの中で運営をしていかないとやっぱりどこかでしわ寄せというか破綻というか厳しい状況に陥っていくということは当然考えていかなきゃいかんことだというふうに思っておりますし、今御心配をしていただいたことについてもですね、やはり健全な状況、健全というのは一般会計から繰入をどんどんすれば何でも特別会計事業が回っていくんだとかそんな端的な考えではなしにですね、やはり町全体の財政を見定める中でそうしたことへの運用が成り上がっていくような、きちっと運営されていくようにやっていくことは当然ですので、今そういう御心配をしていただいたことについても我々こうして設楽町の行政をつかさどらせていただいております者としては責任をきちっと、そういうことも当然のことの中で考慮する。そして計画を立てて進めていくということは当然なことだというふうに思っております。ただつくったから必ず重くのしかかるよと、情報基盤整備でもそうです。今度のこの公共下水でもそう、水道もそう、バスでもそうなんです。やはりお金がかかっちゃうからこれはやめときましようね、て言ってやめておけるものならやめといてもいいと思うんです。しかし、やはりそこはみんなが生活をしていくためには必要不可欠なものであるからゆえ、なんとか財源を捻出しながら運営態勢も整って運営ができていけるように、そういうものを考慮にしてこうした施設を運営していくというのが基本だというふうに思っております。この下水だけにとどまらず何につけても公共事業をやっていくには裏付けというものをそうした落ち着いた財政計画をつくっていく中でこれを進めていくことは基本だというふうに思っております。

2 金田 やじに答えてるみたいになります。上水道は絶対パイプでつながないと代替の措置がないので上水道は至急耐震性のあるようなものにどんどん替えてほしいというふうに思っておりますが、下水道については必ずしもパイプでつながなくてはならないということはなく、ほかの代替措置があると思うのできちんとそういうものも全部一緒に考えるんじゃなくて一個一個きちんと検討してくださいという意味です。

それでは、図書館のほうへ、後になっちゃってすみません。それじゃ図書館をお願いします。今のスイスイパークのこの図書館が実はすごい入場者数が増えていますよね。23年度の数字に比べて24年度は2,558人だったのが3,365人、807人も増えました。1年で。それから貸し出しをしてというか、本借りた人は1,518人から2,240人に増えました。それから貸し出し総冊数は、3,917冊だったのが5,642冊に増えました。仮の住まいのところでそんなに増えているのには何かいいことがあるのではないかなと思って、私はしょっちゅうあそこにはないのでわからないのですが、私が考えるには一つはプールに来た人がついで、利便性がついでで子供たちがよおく行く。それから駐車場が十分にある。それから二つ目は、バーコードにしてくれたので私はこの本この前借りたっけとか、これこれこういう系の本ありますかというときにさっと検索ができるっていうふうになったということ。それから、さらにさっき答弁の中にもありましたが、この6月1

日から津具のグリーンプラザの図書館とも相互貸借、ここで借りた如果说は向こうから津具の職員の人を持ってきてくれるような、もうそういうまちと同じくらいのシステムをすごい、たった1人の担当職員とパートタイマーの人たちでものすごい利便性を図ってくれてるし、それから愛知県内の公立図書館とはネットワークももうできているので相互貸借もできるっていうそういうふうにはとてもなっているんです。そうしたけれども、あそこで利用されとったよりも今度こっち来たら下がっちゃったというのではまずいと思うので、ぜひみんながうれしくなるようになっていうそういうことを、今はパートタイマーの方と担当の人が1人で考えていてくれるんですが、ぜひ市民の満足度、顧客満足度みたいなのが高まるような調査とかその人たちが入り込むような仕掛けをお願いしたいと思います。例えば、これは賛否両論あるのですが、佐賀県の武雄市っていうところの図書館は御存知でしょうか。スターバックスとTSUTAYAが入って二日間で1万人来たりするっていうそういうところなんです。だからいい面もあればそれで問題になっているというような面もあるんですが、今までの発想にとらわれないで広くいろんな人のアイデアを一本釣りですぐ声の大きい人のことをいうんじゃなくて、聞くんじゃなくて、みんなでわいわい言って合議していく。そん中でよりよいもの、よりよいもの、よりよいものでじゃあこれやってみましょうっていうので、さっきお話があったような高校生が何かイベントやってくるとか、それからカフェみたいなものをつくるとか、いろんなアイデアが出てくるのでそういうものを大切にして役場の人と職員だけが考えるっていう図書館じゃないっていうふうにしほしいなと思う。時間も後5分。10分。それが今の地方自治っていうか住民参加のやり方だと思います。図書館に限って言うと、課長が言われたように資料の充実、それから職員が優れているっていうか、いろんなことをみんなをコーディネートできるような人であるということ、それから新しい施設なのでその施設を利用したもっていうようなことがアイデアが出るようなことで、資料と職員と施設は準備したんですが、あと一番足りなくて一番行政の人たちが努力しなくちゃいけないのは市民がいかに入ってくるかということだと思うので、そこんところをぜひ工夫していただきたいと思うんですが、何かアイデアはありますか。

教育課長 今御意見というのはもっとものことだと思いますので、ただ当然職員だけで今後のですね施策等を決めていこうとは思っておりませんし、先ほど5点が施設の一応施策という形で答弁させていただきましたが、今現在考えられるのがその施策ということですので、今後、先ほど住民参加というところも考えますと、そういう人で含めた提案とかそういう人たちを集まれる場所をまずこちらの事務局のほうでそういうきっかけづくりをまず進めてそういう人たちのグループを集まる場所をつくってあげてそこで意見を吸い上げていくような形で考えていきたいと思っておりますので、また今後新たなですね、新しい施策をどんどんどんどん取り入れていきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。以上

です。

2 金田 努力義務ではありますが、図書館法の第7条の2の規定に基づいて24年の12月19日に全面的に改定された公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準というのがずっと出ています。それを見ていくと、それを参考に見ると、漏れなくやれる。でも一遍にはできないのでその一個一個をみんなでどうやってクリアしていくかっていう、ゆっくりでいいのでいい図書館に仕上げたいっていただきたいというのがお願いです。じゃこれは今3番の質問についてです。2番のところで、さっきTSUTAYAが入って活性化したっていう例を言ったんですけども、プールでもそうですが、直営か民間に委託して民間の何て言うの、知恵っていうか新しい風を入れるかという方法があると思うのですが、今のとこどういうふう考えてらっしゃいますか。

教育課長 今のところはまだ指定管理とか民間をというところまでは考えてはおりません。以上です。

2 金田 直営なので職員が大事ですよ。今かけ持ちで非常に優秀な方たちが次々と担当になられるので、本当にいいふうに図書館になっているのですが、職員の人すごい負担が大きいと思うので将来的にはこういう図書館になったらいいよっていう専門的なアドバイス、そのいろんなみんなの思いを出したところでいろんな専門的なアドバイスをひよいとできるような、例えば司書とか司書補の資格を持っているような職員を採用するというような方向は人事のほうではお持ちでしょうか。

総務課長 そのような考えは持っておりません。

2 金田 それはスリム化していくっていうことで職員を減らしていくってことなのですか。どういうことでしょうか。

総務課長 おっしゃるとおりで、これまで合併以降、30人40人の職員が減ってきております。その中で事務量はどんどん増えておりますので、そちらのほうの1人当たりの持ち分というか申しわけないですけども、そりゃ一般と比べてとは言えませんが、増えております。なおかつ職員を減らしているということもありましてですね、本来その嘱託員の欲しいところはあるんですわね。レセプトの点検のように、あるいは介護も欲しいし、それからもっとほかに言いますと、保育士だとか要するに専門職っていうか資格を持った方欲しいんですけども、極力本人たちに頑張ってもらって今職員を減らしているというような状況もございまして、そういうとこにどうしてもし寄せがいつてしまいますというのが傾向でございまして。

2 金田 やっぱりこんだけになると、小さい規模の町になった以上はそういう苦しい実情もちゃんとお知らせして、でもいい図書館にしたいんだけどっていうふうに住民の皆さんにお知らせして、力のある人はいっぱいおるもんでボランティアをしていただけるような方向にぜひ行政マンの皆さんで上手に、住民の人がやる気になってうちの施設だから良い雰囲気を出していってっていうふうなそういうボラ

ンティア運営を要求していただけるようにお願いします。5分前ですね。

それではありがとうございます。繰り返しますが確認をして、まず図書館では市民価値っていか顧客満足度っていか利用者の満足度が住民満足度が高まるようなことをしていただくということ。それから民間委託したり専門職を雇うような財力はもう残されていないということなので、何重にも仕事をしている職員が楽しく仲良く励まされながら仕事ができるようなボランティアの雰囲気をつくっていただいて、ぜひ資料、施設だけではなくて市民の力が入った図書館にしてくださいようお願いします。

それから、下水道のことについては、もう町長さんの考えは決まっているのでずっと平行線です。それは承知です。ただいろいろな現代のほんとに問題になっていることについても聞く耳や調べる耳をコンサルでも一つの人の考えばかりじゃなく様々な方面の考えを調べたりするのはすぐできるので、幅広く先入観なしによく見聞きし、そして審議会の委員や検討委員には、あるいは町民には考えて判断できる必要十分な情報を公平に与えていただきますようお願いして質問を終わります。ありがとうございます。

議長 これで、金田文子君の質問を終わります。

議長 次に、10番田中邦利君の質問を許します。

10 田中 初めに、アベノミクスは、果たしてデフレ不況打開イコール景気回復につながっているのか、町内経済にどのような影響をもたらしているのか質問するものです。アベノミクスの3本の矢は「大胆な金融政策」「機動的な財政政策」「民間投資を喚起する成長戦略」からなっていますが、安倍政権がやろうとしているのは、第一に金融的な操作で物価を上げようというものです。異次元の金融緩和は、実体経済を動かすのではなく、投機とバブルをあおるだけのものになっています。株式、不動産、原油や穀物市場での投機は、物価の乱高下を招いています。既に、食料品や水光熱費などの諸物価の値上がりは生活と営業を圧迫し始めていますが、国民の所得が増えないまま、物価が投機で上昇したら、国民の暮らしはめちゃくちゃになります。納入単価が上がらずに原材料費が上がれば、企業経営を圧迫し、中小企業を中心に賃下げと倒産・廃業の圧力となってしまいます。燃油の高騰が農業と漁業を圧迫することになります。「デフレ不況」から抜け出すというのは、国民の所得が増え、消費と需要が伸び、実体経済の景気回復の中で、緩やかに物価も上昇していくことだと思います。しかし、アベノミクスで恩恵を受けているのは、一部の大企業、大資産家にすぎず、国民全体いわんや私たちの地域の経済に恩恵が及んでいるとはとても考えられません。町長は設楽町の景気の現況をどのように捉えているか。町内の賃金や雇用状況は改善されているのか。これは感触でも結構ですが、認識をお答えいただきたいと思います。

さらに、アベノミクスは、機動的財政政策をいって、大型開発や大企業減税な

ど自民党型のばらまきを復活し、成長戦略で名ばかり正社員、雇用自由化、サービス残業合法化など雇用ルールを弱体化させようとしています。これに加え、来年4月からの消費税の大増税と、高齢者の医療費2割負担、要介護1、2の介護サービスを全額自己負担にするなど社会保障改悪を計画しています。これ以上消費税が上がれば、商売をやっていけない。廃業するしかない、との声が私の周りで聞かれます。現状において、消費税増税と社会保障改悪が強行されれば、町民生活や地域経済への打撃ははかり知れないものがあります。消費税増税と社会保障改悪について町長はどのような見解をお持ちか、伺います。

今、日本経済に求められているのは、アベノミクスのような「投機とバブル」だのみの虚構の「景気浮揚」ではなく、実体経済にしっかり裏打ちされた、本格的な景気回復の道です。日本経済の6割を占める家計を温め、所得と需要を増やして「デフレ不況」の悪循環から抜け出す対策だと思います。デフレ不況打開のためには賃上げが必要であるという認識が国民的に広がっており、安倍内閣も認めるところです。私は、町内及び地域経済を回復する上でも、この賃上げイコール町内の働く人の所得を増やすことが重要であると考えます。この点で、町が発注者でもある公共事業はその一端を担っています。そこで、その公共事業のあり方に関連して2、3質問をさせていただくものです。

若者の入職が減り、技術継承が危ぶまれる建設産業の危機を打開するため、国交省は平成25年度、公共事業設計労務単価を15.1%、平均値であります。に引き上げました。これは普通作業員、特殊作業員とも1日2,000円余を引き上げるものです。これに合わせて、太田国交相が建設業団体に賃上げを要請しました。これが、そのとおり実行に移されるならば建設労働者の賃金は上がり、景気浮揚につながっていくでしょう。しかし、町内の建設労働者の声を聴いてみると、給料は上がっておらず、そればかりか、下がる一方だという声さえ聞かれました。適切な賃金水準の確保と支払いは、国県から要請されているところであり、働く人の所得を増大し、デフレ経済から脱却する重要な鍵と言えます。設計労務単価の引き上げが実際に建設労働者の給料に反映しているか。この実態把握は町としても重要と思いますが、実行されているのでしょうか。また、給与に反映されていないとすれば、公共工事発注方法等の改善が必要と思いますがその対策をいかがお考えでしょうか。

町内では特殊事情により、公共事業の増加が顕著です。ダム関連事業の今年の町予算は11億3,000万円、国のダム事業予算は87.79億円に上ります。町内至るところで公共事業が盛んです。しかし、これが町内経済を真に潤しているかという疑問が残ります。増大した公共事業の何%を町内建設業者が請け負っているのか。一方、「ここ数年来売上が落ちている。ダム関連事業が盛んだが、お客が増えるとか、売上が増えたという実感はない。」これがおおよその商店主の声でした。公共事業への投資が、できれば100%地元落ちる。そこまで行かなくても、資機材調達・雇用はできるだけ地元でなど、地域経済の隅々まで、波及効果が表

れるような仕組みを望みますが、果たしてダム関連事業においてそれはできるのでしょうか。増大している公共事業が、町民の所得や売上を増やし、それが消費や需要を拡大させていく。こうした地域経済の好循環をつくり出すことが不可能であれば、「ダムで栄えた試しなし」ということになります。この機を生かした地域経済回復の方策を町は持っているのか、お尋ねをします。

最後に公契約条例制定に関して質問します。公契約条例は、予定価格一定額以上の工事請負契約と業務委託契約において、労働者の作業報酬下限額を、公共工事設計労務単価や生活保護を基準に定めるもので、公共工事・事業の安値競争が進む中、適正な賃金確保を目指すものです。受注業者との間で、賃金・労働条件などを定めます。これにより、公共事業の質の向上に資するとともに、公共事業の設計単価が確実に労働者に渡り、消費に回って地域経済の活性化、回復につながることから、条例制定は全国に広がっています。この公契約条例を町として制定する考えはないか、お尋ねして第一回目の質問とします。

町長 それでは田中議員の御質問にお答えをいたします。まず1点目の質問でありましたアベノミクスで景気がよくなると言われてきたけれども町長はこの設楽町の景気の現状どう捉えておるかということで町内の賃金や雇用状況が改善されておるかどうか、という御質問でございます。アベノミクスにつきましては長引くデフレ経済を克服するために物価上昇率2%というインフレターゲットを設定し大胆な金融政策、そして機動的な財政対策、民間投資を喚起する成長戦略の3本の矢を掲げて実行されているところでございます。これによって異次元金融緩和によって為替レートも高値となり円安が進んだことによって設備投資等も上向きとなって賃金上昇とともに個人消費も上向きになってきているのではないかとこのふうにも思っております。今後もこうした景気上昇につながっていくことに期待をしております。そこで設楽町の景気状況についてでございますが、まず65歳以上の人口が45%を超え若年層の少ない日本、65歳以上が45%、これ43.8%ということでありましてけれども、この日本経済の大きなうねりからは少し離れたスタンスで動いているように思っております。こうした中にありまして我が設楽町において確実に変わってきたというのは御指摘をさせていただいております、一つには公共事業の増加があります。これに伴って地元の関係事業者の仕事の受注量も増え、これに伴って雇用が増加してきているというふうにも思っているところであります。しかし、これに比例して景気回復とあわせて町内で働く方の賃金が増加したかという点につきましては、これは個々の事業所単位での状況を私が一つずつ把握しているところではありませんけれども、必ずしも増加傾向に至っているというふうには感じていないところであります。これは従来から従事している担い手の数が必ずしも増加しているところではなく、今まで仕事量が減少してきて何とか会社、企業を経営、維持をしていこうとするために、職員の削減を図ったり何とかつじつまが合うような経営方針を立てながら今までやってこられた状況の中で今申し上げたように担い手の数が限られた中で今の仕事を受

けてみえるんだらうというふうに思っております。これと並行して労務賃金の賃上げをして業務を進めていくところまではまだ波及されていないのではないかと、いうふうに考えているところでもありまして、現行の働き手によって業務を維持継続している状況でありまして、現段階では業務体系が大きく変わっているものではないかなと思っております。したがって、従来仕事が減少していた時と比較して仕事の数は増加しているものの、申し上げたように担い手が大きく増加したということではなく、従来の形を維持しつつこれを運営しているのが現状であろうというふうに推測をしております。今後さらにこうした公共事業が増加していく傾向にあって、この状況が続いていくことで事業主としても働き手を増やしていただく、そうした傾向が起きて、これに比例して雇用賃金のアップにもつながっていく、そうしたことに期待をしております。建設事業関連が地域経済を引っ張っている形ということは事実であるというふうにも思っております。いろいろ御指摘はされておりましたけれども、少なからずこれによって地元の商店ですとか、また旅館業、そしてそうしたことに付随する関連する業界、商業の皆さん方、工業の皆さん方も景気の上向きになっていくのではないかなというところを期待をしております。またアベノミクスという一つの景気向上に向けた影響というか、一つには方向は違いますが、今年には猛暑が続いたというようなことで野菜の価格が上昇してきたと、そうした中で設楽町にある大きな農業としてはトマト等があるわけでありまして、このトマト農家の収入も前年比で比較しますと大玉のトマトが4.6%、ミニトマトで25.2%増えたというふうにも聞いております。今後の気象状況等で変化は生じていくとは思いますが、一方では経済の上向き傾向と相まって生産額の向上につながっているのではないかと、いうふうに理解もしております。

次に質問の二つ目でありまして、消費増税と社会保障改悪が強行されれば町民生活、地域経済の打撃ははかり知れんと、町長どう思うかということですが、消費税につきましては自分の収入から税金が引かれるというのは心地のいいものではないというふうに思っております。財務省が今年の6月末時点で国債や借入金また政府短期証券の残高を合計した国の借金が1,000兆円を超えたと、この1,008兆6,281億円となったというふうに聞いておりますが、またこれと合わせて平成24年度の国の一般会計予算見ますと90兆3,000億、そのうち公債金が44兆2,000億というようなことで、歳入の48.9%が借金で賄われるという状況だというふうに聞いております。とても正常な予算編成とは思われませんし、将来世代にツケを送るということも許されないというふうに思っております。またこれから団塊世代の公的年金、そして医療、介護などの社会保障経費が大きく伸びることも予測をされております。アベノミクスの中でリフレ政策を進める中で所得の向上に伴う所得税の増加ですとか、経済活動の活発化による法人税の増ももくろんでいるのではないかと、いうふうにも思いますが、いずれにしても消費税への期待も大きいというふうには思っております。所得税、また法人

税、いわば稼げるものから徴収する税でありますけれども、消費税は物の消費にかかるため年金生活者やまた所得の少ない方の重税感が大きいというふうに言われております。消費税導入につきましては経済成長戦略に相反することになりますので政府は消費税を来年4月に3%引き上げた場合の景気の影響を検証するというようなことで今集中検討会合が開かれているところであります、その状況をお聞きすると60人の各界の代表者等が意見を述べてみえますけれども、大半の方は消費税の導入はやむを得ない。がしかし、それと同時に注文また条件も出されているように聞いております。先ほども申しあげましたけれども、消費税は低所得者に重税感が大きくかかってきますので、生活弱者対策としての、例えば食料品などの軽減税率の導入ですとか、またこうしたものへの制度化がされることを強く望むものでもあります。また消費税の引き上げ議論の中で社会保障と財源確保ということで消費税と社会保障の一体改革が並行して行われるということになってきておりました。70歳から74歳の窓口の負担が1割から2割、そして介護保険でいうと要支援者が給付から除外がされて年金支給年齢の引き上げ、給付につきましては特別養護老人ホームについてのことでありますけれども、こうしたことからこの人たちが除外されると、そして年金支給年齢の引き上げ論など、当初の議論から離れて消費税の議論が先行しているような感も持っております。いずれにしても生活弱者対策のしっかりした対応を切に願うところでもあります。

最後に質問の3であります但し私どもに出された質問、3点ほど聞いております。まとめてお答えをさせていただきますけれども、公共事業設計労務単価の引き上げに伴う建設労務者の賃金に波及されているかという質問につきましては、先ほど申しあげたように具体的な個々の事業者による賃上げの状況は把握しておりませんが、こうした単価の上昇を見込んで工事受注をしているところから、受注者においては、こうした単価上昇の中での受注でありまして、この内容を重く受け止めていただくことが必要であるし、こうした姿勢でもって事業所運営に波及していくことが望ましいところであろうというふうに思っています。したがって、こうしたことを活性化させていく、そうしたことにつなげていく方策を特別持っているわけではありませんけれども、事業主におかれてもこれらを受け入れていただくことがひいては地域の経済の上昇機運にもつながるというふうに思っております、賃金アップについて進めていただくことに期待をしているところでもあります。賃金・労働条件については、それぞれの事業受注者の経営方針、これが基本というふうになっておりこれに基づいて運営がされるというふうに思っております。町内における事業所の経営状況を勘案すると今の段階では、この労働条件に町がこの賃上げ等を強制的にこれを定めて適用する時期ではないというふうにも思っておるところでして、今後こうしたものがきちっと生かされていけるような態勢、そうしたものを現状見定める中でこれを検討し、また考えてまいりたいとこういうふうに思っているところでございます。以上です。

10 田中 まず通告に対する質問の中でですね、ダムの関連事業の関係で地域経済にど

ういう影響を与えるかという回答がなかったように思うんですが、公契約条例についてのお答えは強制的にはできるもんじゃないとこういうお答えですよ。その公共事業が大幅に増えたことのお答え。

町長 ダム関連事業に係るところの町の中の状況、また影響等はどうかという御質問をさらにいただいておりますが、ただいま申し上げたようにですね、従来ダム関連事業として予算化を図り町の中でそうした動きが出る前、今から2年ほど前になろうかと思いますが、やはりその状況は特に建設業界の仕事の受注量というのは極めて少なかったというふうに思っております。町内10社ほど建設業界ありますが、おそらくあのままの状況が続けば、おそらく町内の業者さんの中では事業をやめていこうと会社経営をやめようかというような状況まで落ち込んでいく、そんな状況になっていたというふうに思っております。そこが一つの起点になってですねダム関連という形の中でやはりダムを受け入れてああいう形で動き出したことによって、具体的に町内で公共事業というのは増えてきておるといのは事実だというふうに思っております。それが最近では私が聞く範囲でありますけれども、逆に発注量の仕事の量がどんどん増えるというようなことが現実あって町内の業者さんではそれに対応しきれない。例えば今抱えている監督員ですとか従業員の、先ほど申し上げた削減までして何とか調整を図っておった状況の中で今ここで事業が増えてきたと、すぐそれに転換して新しく従業員を確保して工事受注に臨んでいけるところまでなかなかまだいけない部分も起きてきておる。ということも聞いておるところでもあります。したがってやはりそういう仕事の量が増えると同時に仕事に携わる人たちの確保も町ではできる要素というのは多分に広がっておるし、そういう状況にあるというふうに思っていますので今後こうした従業員というかそこについて働ける人たちの人員を確保していただいて、しかも賃金もそれなりの妥当性のある賃金に設定をしていただいて、町の中の活性化につながっていきけるような状況に結びつけてもらえれば、なおさら今以上の状況がいい方向が出てくるんであろうなというふうに思っております。少なくとも以前よりも増えてきてその効果というのは現実に現れてきているんだろうというふうに思っております。

10 田中 時間を早く終わらせるために一括して質問をしたいと思えます。まずね町内の経済状況をどう見るかというのは、僕は町長として、あるいは議会議員としてもね非常に大事なことだと思うんです。町民がどんな暮らししておるかということを実際に正確にねつかむ。そこから危機感が芽生えるだろうし、自分がやってきたことがある程度効果があらわれているとかね、いろんな面でその状況を把握していくということは非常に大事で、それでね、これ通告にはありませんが、いろんな指標は職業安定所から出していますね。それで設楽町独自では出てませんが、新城の景気動向とか、賃金の動きだとか、労働時間の動きだとか、雇用の動きね、これ出とるんです。これはわかりましたら、どんな今、新城のハローワークはどういう経済の状況を把握しているかわかったら教えてほしい。という

ことですね。大事ですから、大事と思えばこういうこともやってると思うんですが、まず1点。

次にですね消費税と社会保障改悪、これも今申し上げましたように町民の生活のですね現状認識どう捉えるかっていうことが大事なんですよ。ここでやられたら、例えば店屋さんで大体同じ話になるんですが、もうやってけないから、5%が3%になって転嫁できない、材料は上がってくる。もうやってけないからこれで豊むという人が何人もおるんです。それで実際に豊むと思うんですよ。そうするともう火の消えたようになるんじゃないですか。設楽町ね。ま、田口だけかもしれないませんが。そうするとね、これは町長としてはね、有識者なんかいいんです。これは御用学者っていうか、政府の息のかかった人たちが集まって言うんですから当然消費税は必要だとか言うに決まってるんです。だけど国民の世論はですね、消費税反対のほうが多いんです。設楽町の町内の人だって消費税反対なんです。だから町長もそうした住民や国民のね声に応じて私は勇氣あるこの「消費税はやっぱり反対だ」とかね、「今やってもらっちゃあうちの地域は困るんです」というようなことをぜひ言っていたきたいと思います。これはまあお答えせよと言っても無理ですけども、意見だけ述べておきます。それから公共事業の単価ですが、個々のですね引き上げ分の給与の反映は個々の業者にお任せするしかない。それは当然なんです。給料体系というものはそれぞれの会社も持ってみえますでしょうし、例えばやりくりの中で今まで赤字の分、無理して仕事やって赤字になったとかいろいろな都合があって上がった分をそこに穴埋めしなきゃならないという事業所も多分ある。しかしね、何かやってくださいよ。町として。それで少なくとも僕は国や県がやっているように事業所に対してね、要請文ぐらい回したらどうですか。設計労務単価が上がったんだから、ぜひこの際、それが給与引き上げに反映するように要請するというようなことはぜひやってもらいたい。そのことについてはいかが、やる意思があるかどうか、検討する意思があるかどうか、お答えいただきたいと思います。

それからですね、ダム事業の関係ですが、公共事業は増えていると町長言われました。当たり前ですよ。当然町内の業者の工事が増えるに決まってるんですよ。ただそれがほかの商店街だとか関連の資機材を納めるとことか、労働者の雇用だとかそういうところに結びついてるかっていうことを私、問題にさせてもらって、それがなかったら私は従来言ってきたようにダムで栄えた試しはないと、ダムなんてこんなものはね、設楽町の経済潤すものじゃないと言ってきましたけども、本当にそうになっているんです。ただ町長がそうじゃないというふうに言ってみせたかったら、やっぱりこれはですね地域の経済全体に回っていくようにするような努力はしなきゃいけないんじゃないんですか。私そんな例があるのかなと思っ
ていろいろ調べてみたら、津軽ダム、ここの工事事務所はですね、その管轄の業者、2つの市町村とか3つもありますが、村か町か忘れまして、一つは市ともう1個があるんですね。村ですね。その事業者にアンケートを出して

ましてね、経済波及効果アンケートというのをやってるんです。何をやってるかと言うと、経済波及効果アンケートっていうのはですね、ようわかりませんが、あと、見てくださいインターネットで。もう1個はですね、主要資機材ごとの納入先、配置人員の職種、同所在地を把握することを目的とした機材調査表というのを配ったんですね。それでそれを回収しまして、やったら例えば公共事業の資金の流れがわかった。平成21年は、これ全体事業費がわからんでいけませんが、31億円、地元には波及効果があったというんですね。さらにですね、主な資機材調達先は地元、全体の50%が地元だと、それから生コン、油脂燃料、ガソリンとか重油でしょうが、100%地元だと、これはちょっと驚きですが、生コンは2億4,000万円、油脂燃料1億9,000万円、地元で請負業者が支払ったところというわけですね。それから建設機械、地元で6億8,000万円の支払いがあったと、雇用は1,308人。増えたかどうか知りませんが、1,308人雇用が創出されたと、こういうことを言っております。それで、これは工事事務所がやった調査です。こうした調査結果が出ますと、どこをどうやれば地域経済全体に流れていくのか、公共事業の投資が流れていくかっていうのが明らかになりますよね。そこから対策も生まれると思うんです。これはぜひね、町としてですね、津軽ダムのような調査、これは実は本体工事のことでやって、ちょっと言いにくいんですが、やろうと思えば今でもできます。今の生活再建段階のですね、事業についてもこういう調査はできる。それをね、設楽ダム調査事務所、そういうことやってくれというふうに要請してですね、みんなが設楽ダムでちょっと潤ったなあというようなことを、もし町長がそういう結果を出したかったら、ぜひやっていただきたいと思いますが、そういう用意はあるかということをお答えいただきたいと思います。ぜひそういう意味でね、公契約条例定めてほしいということでもあります。いくつか質問しましたがぜひお答えいただきたいと思います。以上です。

町長 御質問の中で何点かありますが、まずハローワークの内容を把握しておるかということですが、労働の機会をやはり建設業界を通してですね、そういう関係するところの職種ということで募集をかけてハローワークを通してそういったところへの影響というのは今までの状況と比較すれば増えてくる状況にはあろうかというふうには思っておりますが、具体的にこの部分の職種についてこれだけ件数があったとか、そういうところまでは私はまだ把握はしておりませんが、いずれにしても新城のハローワークの管内でそういう工事に携わるところの仕事の量というのは、増えてきておるのではないかなというふうに思っております。ただそれはどういうふうが増えておるのかということまでは数字的にはよく理解をしておりますが、そういう状況です。消費税の件についてですが、これは田中さん言われるようにこれを上げていたら今、国民は本当に生活する中で大きな痛手につながってくんだと、そういうお考え、それはあると思います。私もそういうことはないというふうには申し上げられないと思います。影響というのはかなり大きな部分であろうかというふうに思います。がしかし、町だけの、言わ

れるように判断で、うちは消費税絶対上げないようにしますって言い切れてうちだけ独自で法律つくってやるわけにもまいりませんので、これは国政の中でやはりそういう判断というのがされていくんだらうと思っています。大きな話ですが国の財源をどう確保するかと、そのために消費税というところに視点が集まっておるけれども、その裏腹では苦しまなきゃならん人がおると、いうことも理解をしておるところですし、ここは言えばあまり影響のない、腹が痛くならないような方法を講じてもらいたいなというふうに期待をするところでもあります。そして賃上げをするための労働条件等について要請文を出すかということではありますが、冒頭御回答申し上げたように今後の状況見ながらですね、全然無視をして知らん顔するつもりはありません。やはり賃金というものはどういう形でみんなに波及されるか、直接生活に結びついていく、そういうもとになるものだというふうに思っていますので、そこを町としてもよく見極めながら今後のそうしたことへの対応を図ってまいりたいと、判断をしてまいりたいと、検討も含めてそういうふうに思っております。それと地元の消費を高めるための手だて、ダム事業、何だ受け入れてこの町に商店も何もちっとも元気にならんじゃないかと、物も売れとらんじゃないかと、何のためにダムを受け入れただと、こういうことになる。これは私は望むところでもないし、もともとこれを受け入れる中であっては、先ほど言った建設業界の受注はもちろんです、そういう受注機会が増えると同時にそれに比例してものの動きというものも町から、少なからずとも、今までないものが増えてきとるという状況をつくり上げていくことが必要だというふうに思っていますし、町としてもそういうところへの働きかけをする必要があるかというふうに思っています。田中さん言われた、本体、私も全国のダムいろいろなところへ行って、お聞きして勉強させてもらっていますが、やはりそのダム事業を行っておる期間中、その町に潤わされた商店ですとかそういう町の中の商工の人たちがどれぐらい高まりが出てきたかという、そういう実態というのはいろいろな方法で把握しないといかんというふうに思っていますし、これはもっといくとダム本体が動き出すと同時にもっと大きな枠での工事というのが、町の中では動き出すと思うんです。その時に町としての方針、これは先ほど言われたように工事事務所を通してもちろんそうですが、対国、県に対しても町の中のそういうところの消費の還元が図れていけるように手だてを講じていくことは町としてももちろんやっていかにゃいかん、またそういう方向に動いていけるように手だてを講じていくっていうことは必要だと思っておりますので、これについても今後具体的に、ああいうふうに町長言ったがちっとも動いとらんじゃないかと言われることがないように何とか状況をつくり上げていきたいなと思っております。

- 10 田中 ハローワークの数字をつかむかどうかは別にしてね、やっぱり町民がどんな暮らししとるのか、今どんな経済状況なのかというのはですね、やっぱり為政者たるもの、つかまないかと。それはねやっぱりよく町民の声を聞いて回らない

かんということですね。それをやっていると、例えばですよ、住宅リフォームのようなことを町長が言い出すと、町民から喜ばれるというふうに町政が発展されるし、評価されることになると、ぜひつかむことをもっと熱心にやられて、町村会長をやられて忙しいかと思うんですけども、やっぱり住民の間、入ってね、おいどうだこのごろは、というような話を積極的にやっていただくこと大事じゃないかというふうに思います。これはお答えいただかなくても。

私、消費税で町長に態度を言えと言ったのは、設楽町の町長としての意見を言っただけなんです。俺んとこの地域はこんなだからこんなものやられたら困る。それは一人一人の首長がそれぞれ主張すれば、それは政治を変えます。我々議会や議員が言ってもちよこっとだけどやっぱり変わっていくことになるね。例えば学者などの有識者という良識ある人があんなふうに消費税は必要だなんてあまり堂々と言えないような雰囲気というのはできていくと思うんですね。そういう意味でお答えして、お答えになってないんです。さっきのね。だから今やったら困るかどうかがうら教えてください。答えてください。それから私この公共事業の問題については具体的に提案しました。一つはね、業者に対する要請っていうのは検討しましょうと理解してよろしいですね。要請はすると。入札して工事発注の時にやればいいですよ。こうなってますからと。どれほど効果あるか知りませんが。ただまあ私の思いつきだもんで、もっと町長がいい手だてを考えてみえるようですので、ぜひそれをやっていただきたい。それからもう一個ですね、ダム関連事業についてもそういうことやる。具体的にどういうことを考えておられますか。

町長 最後、具体的に、その後はどんな質問でしたでしょうか。

10 田中 私、津軽ダムの例を申し上げて、ここはこうやっているよと、それだからそれをまず学んで、国交省を動かして、こうやってどうだって具体的な話。そしたら町長のほうは、もっと抽象的に答えられたんです。けど具体的に私提案したんですから、具体的に何やるってことをお考えだと思うんですね。その一端でもよろしいから紹介してください。

町長 田中さんの提案にもありましたけれども、やはり事業者、国に対してもですね、やはり地元でのそういう消費についてどういう形でもって、この現場を管理されておるか、そういうところのアンケートですとか、そういう状況把握をする中で我々の思いを伝えていきたいというふうに思います。そのことがひいては現実化して地元で形としてあらわれてくるように成果として出していきたいなというふうに思います。

10 田中 最後になりますけれども、公共事業が地元を潤すために何が必要かって考えたときに一番その結論として出てくるのは、公契約条例の制定なんです。これが一番。公契約条例をもうちょっと評価していただきたいんですがどうですか。これ一番いい方法じゃないですか。

町長 先ほどもお答え申し上げましたが、現段階です。町が労働条件等を強制的に

決めて、こうだっというふうに一方的に決める手法もあるというふうに思いますが、それを行っていくためには、この町のおかれておる状況をよく把握する中でそうしたことに基づいていくことがいいとするのであれば、それはそれとして判断をしながら進めていく必要があるかと思っておりますが、今の段階ではそうしたことをこれから踏まえながらいろいろ検討する中で判断をしていきたいというふうに思っております。

10 田中 これで終わります。

議長 これで、田中邦利君の質問を終わります。

議長 お諮りします。休憩をとりたいと思っておりますが異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。それでは13時20分まで休憩といたします。

休憩 午後0時18分

再開 午後1時20分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に、5番渡邊勲君の質問を許します。

5 渡邊 それでは私のほうから通告に基づきまして2点質問いたします。弱い人たちの立場、通常ではなかなか質問だとか意見の出ない人たちからの代理という意味を込めて質問いたします。1点目に、高齢者介護予防についてお伺いします。誰もが迎える高齢期、さまざまなサービスを利用しながら、住み慣れた地域の中でその人らしく暮らすことは重要なテーマです。加齢によって、生活が180度変わることがある。まさかあの人がと思われる人が、突然倒れたり、認知症になったりすることがあります、病気になりたくてなる人はいません。高齢になり、介護が必要になっても、誰もがその病気とつき合いながら、生きていくこととなります。体の具合が悪いと、気持ちも落ち込み、さらに病気を引き起こすこともあります。それでも、この地に住んでいてよかったと思って最期を迎えることができるように、みんなで支え合い、安心して高齢期を過ごすことができる仕組みをつくるのが大切です。設楽町の平成25年7月1日現在の人口5,629名のうち43%が65歳以上、そのうちの19%、約480名が要支援、要介護の認定を受けています。平成24年度から、第5期介護保険事業計画が策定されています。基本理念は「すべての高齢者に笑顔と活力があふれるまち」と掲げられ、計画が推進されています。計画の基本目標に、① 安心と充実した生活を支える地域環境づくり、② 健康づくりと介護を予防する環境づくり、③ 誰もが安心して介護が受けられる環境づくり、を掲げ各種施策が実施されています。特に、高齢者が地域の中でいつまでも安心して暮らすことができるよう福祉サービス事業所、医療機関、民生委員、社会福祉協議会、地域住民等が連携する中で地域包括支援センターの責務は大であります。地域包括支援センターでは、1、介護予防のための助言、指導、2、高齢者の権利擁護、3、介護支援専門員(ケアマネジャー)への助言、指導、

4、要支援認定の方のケアプラン作成(介護予防ケアマネジメント)が主な仕事です。しかし、多くの住民、特に高齢者の方、民生委員の方が地域包括支援センターの存在と、その役目を知っているか疑問に思います。町が地域ケアの視点に立って、地域に住む高齢者等を支えるものであり、この機能が実現するためには町が責任主体として、細かく指示・指導しない限り、地域包括支援センターは生きたものとはなりません。地域にいる一人暮らし高齢者や虐待を受けているおそれのある人の支援、成年後見制度やアルコール依存症等、医療依存度の高い人、認知症高齢者の生活支援、相談・支援は、地域福祉の基本です。そのために委託者としての自治体が、あらかじめ民生委員や行政区、ボランティア、地域包括支援センターなどのネットワークを通じて、一人暮らしや高齢者世帯といった要援護者の調査を行い、データベース化し、地域包括支援センターとの情報共有システムを構築しておく必要があります。高齢者介護予防ではロコモ予防教室が開かれ、多くの参加者があり、町民の介護予防の意識の高さが理解できます。次の点についてお伺いします。1、行政区、民生委員、ボランティア、地域包括支援センター等で作られた高齢者介護予防のための情報共有システムはありますか、ありましたら、その活動をお伺いします。2、特定高齢者の実態把握の方法と、名簿はデータ化されていますかお伺いします。3、特定高齢者に、どんな情報提供をしていますか、相談やアドバイスのはどのように設けていますかお伺いします。4、要支援、要介護の認定を受けている人のうち、サービスの利用を受けていない人、また、更新の手続きをしていない人への対応をお伺いします。5、高齢者の日中独居の実態を、どのように認識し取り組もうとされていますかお伺いします。6、地域の高齢者福祉事業者を育てることについての考えをお伺いします。7、役場が提供する高齢者福祉サービスのうち、①生きがいデイサービス、②生活支援ホームヘルパー派遣事業の実績をお伺いします。

2点目に、障害者相談支援事業についてお伺いします。総務省の統計では、国の障害者数は、約6%、20人に1人が障害を持っています、設楽町の場合、平成25年度推計で身体障害者手帳所持者365名、知的障害者61名、精神障害者保健福祉手帳所持者38人です。精神障害者保健福祉手帳所持者は、身体障害者や知的障害者のように調査がされないために実態とは相違があるものと考えられます。設楽町では、第3期障害福祉計画が作成され、その基本的な考えは、障害のある人も、障害のない人と同じように家族や地域で通常の生活ができるようにする社会づくり、ノーマライゼーションの理念のもとに、町民がともに支え合う町づくりを推進しています。障害者が地域で生活をしていると、さまざまな困難に直面します。そのとき、気軽に、どんな相談にもものってくれる相談窓口があることが、不可欠です。その解決のための一つに相談支援事業があります。相談支援事業の役目は、障害者に寄り添いながら、1、その人に適した障害福祉サービスなどの情報を広く提供、2、必要なニーズをアセスメントし、活用できるサービスについて説明、3、本人が自立した地域生活を送るための総合的な支援計画（サービ

ス等利用計画)を作成、4、その計画に沿って複数のサービスを調整し、一体的・総合的なサービス提供を確保することです。町は、相談支援事業を設楽町社会福祉協議会に委託して実施しています。次の点についてお伺いします。設楽町の精神障害者保健福祉手帳所持者数は国の平均の約10分の1です。このことについて、どのようにお考えしていますか、お伺いします。2、相談支援事業は、社会福祉協議会へ委託されています、職務は兼務であることから相談支援事業が十分に果たしているか、疑問に感じます。相談支援体制の充実、強化の視点からの考えをお伺いします。3、ひきこもりは、うつ病など精神的な障害を引き起こす原因のもとになります、その人数など把握されていませんが、調査は必要と考えないかお伺いします。以上です。

町民課長 それでは2点ありますので、1点目、高齢者の介護予防についてであります。まずそのうちの1点目、情報共有システムはあるか。その活動は、についてですけど、まず本年度の具体的な介護予防施策について説明いたしますと、1、地域介護予防活動支援補助金の創設であります。現在7団体が補助を申請されています。2点目、津具・名倉地区に続きまして本年度は主に清嶺地区住民を対象としたロコモ予防教室を実施しています。6月から10月まで実施予定です。3点目、住民団体への講師の派遣、相談・助言等を行っていますが、これらの事業につきましては3月末に関係住民団体等による実施に向けた情報交換会を開催するとともに区長会、民生委員協議会、老人クラブ連合会等への説明や案内チラシの配布等、事業の啓発に努め、先ほど申しましたように7団体、補助額にしまして95万3,000円補助し、また、ロコモ教室については本年度は19名の参加者で実施しています。また、次年度に向けて事業の評価、課題、見直し事項等に関して情報を共有し、住民の意見を反映するため第2回目の情報交換会を11月中旬に開催する予定です。そのほか、区長、民生委員協議会長、介護サービス事業者、住民団体の代表者等による町地域包括支援センター運営協議会を開催し、町の介護予防事業及び地域包括支援センターの介護予防事業等の内容について検討しています。したがって、御質問の特別なシステム化はございませんが、行政、地域包括支援センターは適切な情報提供、相談支援に努めるとともに、地域住民による主体的かつ創意工夫に満ちた介護予防事業を積極的に支援して、行政、地域、包括支援センター等関係機関が綿密な連携のもと、情報の共有やそれぞれの役割を担い、さらなる介護予防の推進を図ることが重要であると考えています。

2点目の名簿のデータ化等についてであります。特定高齢者の実態把握の方法及び名簿のデータ化につきましては、住民健診時に対象者全員へ「基本チェックリスト」というアンケート調査を実施し、特定高齢者、いわゆる二次予防対象者である特定高齢者の判別を行っています。平成24年度の調査結果については、被調査者、検診者ですね、1,002人全員の名簿及び特定高齢者286名をデータ化しています。このデータを地域包括支援センターへ送付し、センターの受託業務として介護予防が必要な二次予防対象者全員に対し、文書で「運動器の機能向上」

「口腔機能の向上」「認知予防・支援」等の該当項目を本人に示すとともに町内で行われてます介護予防活動等を周知し、事業への参加を促しています。また、特定高齢者への相談やアドバイスについてであります。住民の方々へ地域包括支援センターの総合相談支援業務の利用促進のため、「広報したら」への掲載、4月号です。また、町内事業者へのパンフレット配布等により周知しています。現在、おおむね月10件程度の相談を受け付け、包括センターとして専門性を生かした助言が行われています。特定高齢者の生活機能が低下することによりまして、さらに介護度が重度化するという傾向が高いと言われ、介護予防が医療、介護給付費両面の抑制に果たす効果が期待されていますので、今後につきましても特定高齢者の受け皿をつくる介護予防事業の充実を図っていきたくと考えています。

4点目のサービスの未利用者への対応についてであります。本年7月時点の状況では、要介護認定者479名のうち101名がサービスを利用されていない方で5人に1人が利用していないことを示しています。それでは認定は受けていますが介護保険サービスを利用していなくて、今後新たにサービス利用を検討している方への対応についてお答えします。介護サービスについては、通常1割の自己負担が発生しますので、サービス利用者及びその家族の意向に基づき利用するサービス内容を決定していただいています。ただし、サービスを利用するには、制度上ケアプランの作成を要するため、一般的には利用者が担当ケアマネジャーを選択し、担当ケアマネジャーとの相談によりサービスの内容等が決定していくことになります。このような相談については、地域包括支援センターの主たる業務である総合相談支援業務として、専門知識を有する職員が本人の身体状況、家族等介護者の状況等を踏まえ適切なアドバイスの実施、ケアマネジャーのあっせん等を行っています。次に、更新の手続きをしていない人への対応であります。更新の手続きは要介護認定期限が切れる2ヶ月前をめどに要介護認定者全員に対して更新の案内通知を送付しています。その時点で介護サービス受給者と新たにサービスを受ける予定者は、更新の必要がありますので、必ず申請をしていただいておりますが介護サービスの利用予定のない方については、更新をお勧めしない旨を明記して通知しています。この理由ですが、2点ありまして、1点目は、要介護認定業務については、主治医意見書の作成費、認定調査費、認定審査会開催業務等に相当のコストがかかるため、介護サービスを利用する予定のない方の認定業務については、介護保険財政を圧迫する要因となっています。2点目、体調の変化等により実際に介護サービスの必要に迫られた状態になったときに要介護認定調査を受けたほうが、実態に即した判定となり本人に有利となることが考えられるからであります。なお、要介護認定期限が過ぎて再度新規申請となった場合においても、申請日にさかのぼって要介護認定が行われますので本人に不利益はないものと理解しています。

5点目、日中独居の関係ですが、まず、町の高齢者世帯等の状況について説明しますと、6月時点で65歳以上の一人暮らしは施設入所者も含みますけど570

名、75歳以上は440名であります。また、65歳以上の高齢者のみ世帯は445世帯で先ほどの一人暮らしと合わせまして65歳未満の人がいない世帯は合計1,015世帯で、町の世帯数の約43%を占めています。御質問の高齢者の日中独居の実態は、具体的な方法もなく把握はしていませんが、先ほどの一人暮らし、65歳以上の高齢者世帯を除きましても同居世帯においても日中においては、さらに多くの方が独居状態にあることは認識しています。家族が働きに出て高齢者だけが家に残っているような状態は当然あると思います。しかしながら、住民基本台帳からわからないきめ細かな状況は、地域における御近所の方のほうが把握しやすく、とりわけ具体的な取り組みは行っていませんが、一人暮らしの方を除き、朝晩は家族がいますことから、家族における見守りや民生委員を始め、それぞれの住民による見守りに頼らざるを得ない状況であります。したがって、日中独居の状態にある方で要介護状態にある方は、介護サービスをうまく活用していただき、また、元気な方は地域住民との触れ合いや農作業への従事、健康づくり、趣味等の生涯学習活動、介護予防活動への積極的な参加、またボランティア活動等、それぞれ生きがいを持って生き生きと社会活動へ参加し、できる限り人と人とのかわりを大事にして豊かな生活を見い出していきたいと考えています。なお、一人暮らしの方の安心安全については、現在緊急通報システムへの登録者は57名で今後も民生委員を通じて周知し広げていきたいものと考えています。

6点目の高齢者福祉事業者を育てることについてですが、介護保険の保険者として地域の高齢者福祉事業所に対し、各種情報提供や研修の機会を設けることは事業所としてのサービス内容の質的向上、職員の専門性の発揮・向上が図られ住民サービスの推進に直結する大切なことと認識しています。現在の町の取り組みについて次の4点御説明します。包括支援センター業務として3カ月に一度、町内介護保険関係11事業所へ案内を出しまして介護事業所連絡会を開催しています。主な内容は、各事業所の空き状況の情報提供、各事業所からの相談、質問等について協議しています。また、定期的に会合を持つことにより事業所同士の気軽なネットワークの構築や情報の共有に寄与しているものと理解しています。2点目は、町の主催により事業所職員を対象とした現任介護職員研修や介護支援専門員研修を開催しています。3点目、グループホーム等の地域密着型サービス事業所については、町が指導監督権を有していますので2カ月に一度の事業所の運営推進会議に出席し各種情報提供等を行っています。4点目、介護保険の適正な実施のため、ケアプランの質的向上を目指し、町内ケアマネジャーに対しケアプランチェックを実施しています。本年度については地域包括支援センターと連携して10月に実施する予定です。また、本年度は北設楽郡医師会が実施する認知症対策事業に対して協力させていただきまして、事業所職員を対象とした認知症事例検討会、各種勉強会を行うなどさらなる職員の能力向上を図る機会が設けられています。

7点目、実績であります。まず、生きがいデイサービスについてであります

が、町内ではやすらぎの里デイサービスセンター及び偕楽園で実施しており、その実績ですが、偕楽園は、平成 21 年 807 名、22 年 558 名、23 年 577 名、24 年 529 名、本年度は 480 名の見込みであります。なお一方のやすらぎの里デイサービスセンターについては、この生きがいのデイサービスの実績はございません。偕楽園の現況は、年々利用者が減少し介護保険における要介護認定者の利用のほうへと移行が進んでいます。次に、ホームヘルパーの派遣についてであります。この事業は要介護認定者以外で日常生活を営むのに支障のある高齢者を対象として家事援助等のために派遣するものでありまして、事業を社会福祉協議会へ委託し、その実績としましては平成 21 年度 2 名、67 日です。22 年度 1 名、70 日。23 年 1 名、4 日で 24 年度以降は実績がございません。

次に 2 点目の障害者相談支援事業についてですが、まず第 1 点目の精神障害者保健福祉手帳所持者数についてですが、議員が示されました国との比較における 10 分の 1 という数値の出典はちょっとわかりませんが、24 年 3 月における厚生労働省報告の手帳の所持者数は 63 万 5,048 人でありまして 1,000 人当たり 5.0 人に対し本町の手帳所持者数はその当時 46 人で 1,000 人当たり 7.9 人であります。また、本年 4 月 1 日の状況では手帳所持者数が 37 人で 1,000 人当たり 6.5 人という状況であります。この精神障害者保健福祉手帳制度は、平成 7 年の法律の一部改正により規定されたものでありまして、精神障害者が一定の精神障害の状態であることを証するものとして各種支援策を講じやすくし、精神障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的としています。なお、手帳の取得の手続きとしましては、役所へ交付申請書に初診日から 6 カ月を経過した医師の診断書や写真、障害年金証書等を添付して提出し、愛知県精神保健福祉センターにおける等級判定に基づきまして 1 級から 3 級の障害等級が示され手帳が交付されます。4 月現在で 37 人が交付されています。このほか、手帳取得までは至らないものの、精神的な病気の治療は比較的長期にわたることが多いことから、通院による医療費の自己負担を軽減するため、自立支援医療費制度、いわゆる「精神通院」がありまして、手帳同様に自立支援医療費の認定申請書に診断書を添付して提出し、精神保健福祉センターのほうで判定され次第、受給者証が交付されます。原則、医療費の 1 割負担であります。所得の低い方や重度かつ継続の方については 2,500 円から 2 万円までの月当たり負担上限額を設定しています。現在 40 名の方が受給しています。また、精神障害者が障害福祉サービスの利用を公費で希望される場合、手帳を所持されていなくても精神障害を事由とする年金や特別障害給付金を現に受けている方、精神通院の受給者を持っている方、医師の診断書がある方については、区分認定において要件が合致すれば利用助成を受けることができ、手帳の所持は必須条件ではありません。したがって、国と比較して数値的に高い、低い判断はあるものの手帳所持者や自立支援医療の受給者を始め、真にサービスを必要としている者が適切なサービスを受給できることが重要でありますので、一概に数値のみで地域の実情を捉えるのではなく相談したくても相談できなく、

制度を活用できていない人にサービスを提供できるよう、住民に対しわかりやすく制度及び相談窓口の周知に努めるとともに、民生委員に対しては学ぶ機会の提供に努め、地域住民が気軽に相談され保健福祉センター、保健所等関係機関が密接な連携を図っていくことが重要と考えています。

2点目の支援体制の充実・強化についてであります。町は障害を持っている者及びその家族が効率的かつ効果的な支援サービス等を受けることができるよう、社会福祉協議会へ相談支援業務を委託し、障害のある人がそれぞれ抱えている問題や日常生活の困難性が異なることから、一人一人の状態に応じた適切な対応が身近な場所で気軽にできるよう、相談窓口として社会福祉協議会内に障害者等相談支援事務所を設置し継続的に支援しています。

また、障害者自立支援法の一部改正により障害者が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けケアマネジメントをよりきめ細かく支援するため、平成 27 年 3 月末までにサービスを利用する障害者について、指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画の作成が必要となりました。現在の相談支援事業所における職員の相談体制については、専任であることが望ましいものの他業務との兼ね合いや対象者の絶対数の問題があり、兼務はいたし方ないと考えています。なお、兼務であることによって大きく相談支援業務に支障をきたしていることはないものと考えています。23 年度の厚生労働省主管課長会議の資料によりますと、目安として相談支援専門委員 1 人当たり 39 人という数値が掲載されています。兼務の事務分量にもよりますが、仮に 70%の兼務率であるとするとも 1 人当たり 27 人程度が兼務による件数であると言えます。本町の 25 年 3 月現在の障害福祉サービス受給者数は 36 人であり、うちサービス等利用計画案作成者は 5 人です。本年度は 12 人を予定し、27 年 3 月末の障害福祉サービス受給者数は 44 人と見込んでいます。したがって、27 年 3 月末までに全ての障害福祉サービス等を利用する障害者等にサービス等利用計画を作成し適切なサービスを提供するには、社会福祉協議会だけでは若干の不足感があるという状況が生じています。現在 10 月 1 日からの開所を目指し、8 月 26 日に社会福祉法人ゆたか福祉会から指定特定相談支援事業所の指定に関する届出が提出され、相談支援事業所として生活サポートセンター名倉が新たな社会資源として誕生します。今後、社会福祉協議会の長年にわたって培ってきた業務能力の蓄積に、生活サポートセンター名倉の専門性が加わることにより、今まで以上の相談支援体制の充実・強化が図られるものと思っています。以上です

保健福祉センター所長 最後になりますが3のひきこもり人数の把握など調査は必要と考えないかという点についてお答えをさせていただきます。ひきこもり者の実態調査につきましては、家族からの回答が得られにくい等が考えられ実施は考えておりません。ひきこもり者の実態把握は現状では困難であると考えております。保健福祉センターにおきましては、「こころとからだの健康相談」を毎月 1 回行っているほか、「心配事相談」、また、こころの専門家であります臨床心理士

による「心理相談」も実施しております。また、精神的な症状により相談会場に
来られない方につきましては電話相談や家庭訪問での相談にも応じているところ
であります。これらの相談の中でひきこもり等の心の相談にも応じているところ
であります。平成24年度の相談の中では、ひきこもりに関する相談はありません
でしたが、今年度は1件家族から相談がありまして、保健福祉センター、設楽町
社会福祉協議会、生活サポートセンター名倉で連携して継続支援をしているところ
であります。今後も相談窓口が保健福祉センター、町民課、設楽町社会福祉協
議会にあることを広報等で住民に知らせるとともに、アンテナを広げ情報収集に
努めてまいりたいと思っております。以上です。

- 5 渡邊 大変細やかに介護予防とか障害者の対応ということでやっていただい
ておるようであります。ちょっと事例になったほうがわかりやすいということで、事
例を2点ほど言います。Mさんの例、私に相談があってこういう人がいるからち
よっと相談にのってほしいという話がありまして、お伺いした85歳の女性、要介
護3、これは先ほども言ったように追加というか手続きをしてみえないようです。
要介護3だとか4だとか、はっきりしないけどかなり介護度は高い方、御主人が
93歳、この方もかろうじて歩いているという感じで家の中はかなり荒れている。
よくぞ2人で生活しているなという感じでありました。もちろん近くの方が毎日
のように食事を運んだりしてみえます。民生委員の方も時々お見えになる。しか
しどうもこれは私見た感じは、介護システムということをお伺いしないんじゃない
かなと。それで要介護3だったか4は、しばらく抜けちゃってるということで先
ほど紹介ありました名倉サポートセンターのケアマネジャーさんをお願いしてそ
の家へ訪問して申請書を作っていたら、御主人もたしか要支援1になったかな。
今ちょっと前後しましたけど、93歳の御主人だとほぼ奥さんの食事だとか掃
除をするために時々転ぶということをお伺いしてみえたんですね。これなんかはや
っぱり文書で連絡ということじゃなくて、もう少し細やかに対応していただきたい。
おそらく今のお話ですと文書ではほとんど連絡してる。完璧にしてみえる。こ
ういう答弁でしたけども、高齢になるとあまり見ないんですね。そのへんも考
慮してまた次の対応をしていただきたい。もう一人同じような話なんですけれど
もHさん、83歳の男性で、近いうちが奥さんが亡くなりました。一人暮らしのため
に今まで奥さんがやってたことがやれなくなって、自分で食事、洗濯、掃除もやる
ようになって、つい最近風邪をひいて1カ月ぐらいぶらぶら寝込んだと、50キ
ロぐらいあった体重が38キロになってしまったということで、この時期になると毎
年蜂をぼってる方なんです。心配してお伺いして、やっぱり歯が7割ぐらいな
くて、これもやっぱりケアマネジャーさんをお願いして訪問していただいて、1
週間の食事のチェックをしていただいて、そして保健士さんがお伺いすることに
よって、食事なんかを見て少し元気を取り戻しつつある。これなんかはいわゆる
介護予防員と言いますかね、特定高齢者に入ります。ですから完璧なよう
なんですけれど非常に抜けてる部分がある。それから先ほど、続いて言いますけれど

も、うつの方は調査してない、しにくいということで、されてないようですけど、これも一つ事例を言います。これも近くの方なんですけれども、本人は55歳、それですと仕事を持ってなくて、放浪の生活していた。たまたま家族が見つけた家へ戻して、かなりひどいうつなもんだから、周りとも接触がない。これはお兄さんが見てみえてお兄さんもうじき定年になる、60になる。それでお母さんがみえて90いくつ、これはたしか要支援1ぐらいですけど、このお兄さんの60ぐらいの人はもうじき定年になると、そうすると収入がなくなって家族を3人をこの人がやってかないかとなると、これは簡単な問題でないというふうに思うんですが、そのへんのところまで少し、ですからうつというとその個人の問題でなくて、一軒の家庭の問題というふうになるんですけれども、事例を言って長々と話をしたんですけど、このへんの場合ほどんなふうにお考えですか。

町民課長 要支援、要介護のほうの介護度が出ていらっしゃるということですね。出てて実際にはサービスを利用されていないという方だと思うんですけど、先ほど申しましたように期限が来れば、全員に対して更新の案内を送ってますけど、利用されていない方は、そのときに必要な時に介護度のほうの認定を受けていただければよいと答えましたが、受けている方ですからやはりケアマネジャー等に相談をしていただいていますね、具体的な生活状況とかそういうのは私どもではなかなか把握しきれませんので、身近にいるケアマネジャーとか民生委員に相談していただければ、その人にとって一番望ましいということもみんなで考えていくことができると思いますので、まずいろいろ御相談をしていただきたいと思います。介護が必要となるという状況に陥っているならば、速やかにやはり介護申請を出していただいて、介護の訪問認定調査を受けていただいて要介護度のほうを審査委員会で判定してもらわないと介護サービスが受けられませんので、少しでも早く必要が生じた場合には介護申請を出していただきたいと思います。

保健福祉センター所長 うつの関係でちょっと1点事例がありましたので、保健センターからも一言お話をしますが、先ほど議員さん言われましたようにうつと言うと本人の問題、本人が一番つらいと思うんですが、家族のプライバシーの問題でもあるというようなことで、なかなかデリケートな問題であるかというふうに思っております。本人がですね改善をしたい、家族が改善を何とかしたいというような気持ちにならないとなかなかうまく進まないのかなと思いますが、そういったような情報いただきましたら、保健センターのほうからですね相談にのって適切医療につながるような相談はどうでしょうかというようなことで家族に相談はかけていきたいとは思っております。以上です。

5 渡邊 包括支援センターの平成24年度事業報告を見ますと特定高齢者把握のための訪問回数が77回ということが記されています。77回ということだけ見ますと非常に頻度多く頑張っているという感覚を受けるんですけれども、5名いらっしゃるんですねケアマネジャーが、一人当たりになると、月で割ると6.4回、1カ月にすると1.28、大体1.3回ということで、ただ私は数字ばかりを言うわけじゃ

ないんですけども、こういう方にきちっとしたケアだとかそういった体制をつくっていただくことによって介護者も減るということを思います。それともう一つ、これは答えていただかなくて結構なんですけれども、先ほど説明のほうありました、この10月から県の認定を受ける名倉サポートセンター、地域の福祉ニーズに応えるという点について不十分さがあるということで、ゆたか福祉会、ここでは通常福祉村キラリントープというふうに言っていますけれども、もちろん採算、事業所ですので、その分が採算合わなければ撤退ということも十分考えられます。ケアマネのほうの高齢者分はおそらく需要というものも増えて十分賄えると思いますけれども、この相談事業ですよ、これは私の今、勘ぐりというか、人件費ですから、仕事としてはほんの短期間に非常に効果のある仕事をしてるわけなんですけれども撤退ということを考えますとある程度町のほうからの補助とかそういった支援というものもお考えいただきたいと思うんですが、そのあたりはどうでしょうか。

町民課長 先ほど申しましたように今、町のほうへ申請出され県のほうにも指定の申請が出されています。10月1日から開所するということですので、相談支援業務を担っていく一つの事業所ということで、次年度以降ですね、相談業務についても町としても支援のほうを考えていきたいと思っています。

5 渡邊 よろしく願いいたします。介護保険はやっぱり皆さんからの保険ということで、みんなから集めたお金を困っている人が使うというのが保険のシステムです。無駄にしないように高齢になっても少しでも介護を受けないで自立した生活ができるようにしたいものだと思います。ますます高齢化が進むこの当町です。このことにしっかり取り組んでいただけるようお願いして質問を終わります。

議長 これで、渡邊勲君の質問を終わります。

議長 次に、11番土屋浩君の質問を許します。

11 土屋 最後ということですので子守歌にならん程度にやりたいと思います。それでは質問を始めたいと思います。この9月議会が終わりますと私たちの町も町長選挙に突入していきます。横山町長におかれましても、先日、再チャレンジの表明をされており、6月議会において同僚議員がこの4年間の自己評価について質問をいたしております。二期目に挑戦をされる町長自身が自己評価をされた上で、目指そうとされているところがどこにあると考えておられるのかはわかりませんが、今日、私は設楽町における産業振興の点、特に木質バイオマスについての考え方をお聞きしたいと思います。設楽町において木質バイオマスの検討については設楽町地域新エネルギービジョンの策定からスタートをして、長い時間とさまざまな段階を経て現在に至っています。言うほど簡単な問題であるとは思ってはおりませんが、将来の設楽町を考える時に、大変重要な課題であると思っていますので、たびたび質問をしております。今年度、設楽町の区長会の皆さんの研修

にたしか白川町のバイオマス発電を視察されたというような話もお聞きをしましたので、今日もちょっと取り上げてみたいと思います。それでは通告に従いまして、産業振興と木質バイオマスに関連する三つの事業、方針について、考え方、具体的な施策をお聞きをしたいと思います。

最初に東三河振興ビジョンの中の地域産業の革新展開ということについて伺います。今年度も東三河県庁を中心として、東三河ビジョン協議会が、東三河の将来ビジョンと推進プランの策定をしていると思います。昨年度はたしか広域観光の推進だったと思いますが、今年度は地域産業の革新展開ということで、地域にあった再生可能エネルギーが策定されています。近年、この地域においても再生可能エネルギーの検討がなされるようになり、中でも木質バイオマスの可能性について考えられるようになってきました。全国的に見ても、林業の新しい形、新しい産業の創設として木質バイオマスの新しい取り組みが実施をされ始め、山間の自治体の将来を左右する可能性のあるものとして取り組みが期待をされています。問題はまだまだたくさんありますが、徐々に事業化の可能性が出て来た今では山間地である我々の地域4市町村全てが、それぞれに関心と思惑を持って臨んでいることと思います。そこで、伺います。

東三河振興ビジョンでは「地域が一体となって自立した東三河をつくる」を基本理念に今後の方向性を策定していると思います。その中で今年度は、地域産業の革新展開として、地域にあった再生可能エネルギーが策定されると思いますが、その中でこの地域に関連する再生可能エネルギー、特に木質バイオマスについて東三河振興ビジョンの考え方はどのようなものなのかを伺いたいと思います。

2点目に、設楽町における木質バイオマスの可能性についてお聞きをします。設楽町におきましても、昨年7月から導入された再生エネルギー固定価格買取制度を踏まえ、設楽町木質バイオマス利活用重点ビジョン報告書に基づき、設楽町における木質バイオマスの可能性について、基本の検討の協力を名古屋大学にお願いをしていると思います。一定程度の結果が出されていることと思いますが、その検討結果と今後の課題は何かを伺いたいと思います。次に、このことに関連をして環境省の「木質エネルギーを活用したモデル地域づくり推進事業」の中の、地域材搬出の可能性ですとか、熱電供給ニーズについてのF/S調査に応募をした上で、この事業が今年度予算化をされています。全国で5地区で2,000万円という大変狭き門の事業ですが、応募をする時点ではそれなりの可能性を持って臨まれたことと思います。しかし、結果として選考に漏れたというふうにお聞きをしました。そこで、選考のときの経緯と、結果として選ばれなかった理由、選ばれた地域との違いはどこにあるのかをお聞きをしたいと思います。次に、このことについて予算審議の時点で、選考に漏れた場合は設楽町独自で事業の実施をする可能性について示唆されていました。結果を踏まえて今後の方向をどう考えるのかを伺いたいと思います。

最後に、質問をしていく関係上、設楽ダムの関連事業として位置づけられてい

る設楽ダム森林資源活用プロジェクト会議の考え方について確認をしたいと思えます。設楽ダム事業に関してはダム事業の再検証ということで4年という歳月を費やしてしまいました。検証が最終段階に入り設楽ダム案が最も優れているという結論も出されました。現在、愛知県知事の回答を待っているという状況にあります。ダム事業の計画が止まってしまってこのプロジェクト会議も止まっていますが、現時点における考え方を伺いたいと思えます。当初の計画では、ダム建設により発生する5万6,000立米という大量の木材の有効利用と、3万1,000立米の枝や葉という売れない部分を木質資源として新たな活用法を検討する。そして、地域の林業振興や山村振興を目指し、愛知県や設楽町との関連する施策との連携を議論をして平成22年度にはモデルケースの試行、平成23年度からの事業化を目指す。というのが、4年前に私が質問をした時の回答です。こうして計画を読み返してみますと、まさにこの森林資源活用プロジェクト会議の考え方は先に質問をした二つの事業の考え方にはほかならないものと私は思えます。特に、枝や葉の売れない部分を木質資源として新たな活用方法を検討するという木質バイオマスの部分については、我々の町にとっても大変興味深く、期待のされる場所であると思えます。4年前にはまだまだ研究段階で、雲をつかむような感じがあったわけですが、現在では実用化の検討がなされるまでになりました。当初の計画どおりに進んでいけば、既に事業化がなされているはずだと思われしますので大変残念に思えます。このことについて確認の意味で質問をします。設楽ダム森林資源活用プロジェクト会議の考え方については、今後の方向性、そして、本格的な事業実施についても計画どおり設楽町で実施されると認識していますが、それで間違いはないのか。の確認をして1回目の質問としたいと思えます。

企画課長 それでは土屋議員の御質問にお答えしたいと思います。まず1点目の東三河振興ビジョンに係る今年度の推進プロジェクトの関係ですが、去る7月24日、東三河ビジョン協議会の場におきまして「再生エネルギーの導入推進」の骨子案が示されました。その中では「地域内循環をベースとした再生可能エネルギーの導入拡大」が方針の一つとして掲げられ、主な取り組みの二つ目に「木質バイオマスの利用推進」を示しまして、取り組み内容の例示として「間伐材等の効果的なエネルギー利用の拡大」「発電事業の導入や雇用創出に向けた検討」が挙げられております。しかし、新聞報道等でもありましたように協議会の場で委員の方々から、民間を交えた具体的議論を求められたことから、今後、ワーキンググループのメンバーの構成が見直されて、さらなる議論を深めていくことになっております。現在のところ今言いましたように骨子の案が示されただけでありまして、その中には木質バイオマスの利用推進という取り組みと先ほど言いましたように間伐材の効果的な利用の拡大ですとか発電事業の導入という取り組み内容の例示はありますけれども今後これらについてワーキンググループで詳細を詰めていくことになっております。ただワーキンググループの様子を聞くに、メンバー

は、下流5市のほうが環境部部局の職員、町村のほうが企画部局の職員であることからなかなか、地域産業の再生といったような視点で話がなかなかかみ合っておらず、そういった意味ではワーキンググループのメンバーに民間の方々が加わってビジョンの実現性の観点からも大変効果的なことだと思っております。いずれにしても今後、この骨子をもとに細かい事業、どういうふうに進めていくというのを詰めていくという状況になっております。

続きまして、設楽町における木質バイオマスの可能性ということでありましてけれども、議員がおっしゃいましたとおり昨年の夏ごろより名古屋大学、愛知県資源循環推進室を交えて、当町木質バイオマス事業の今後の展開に関する協議を重ねてまいりました。協議の結果、名古屋大学からは平成21年度にまとめました「木質バイオマス利活用ビジョン」の調査結果をベースに計算された設楽町における材調達の数量、その採算性をもとに、地産地消型の小規模で地域限定の木質バイオマス発電事業の提案が示されました。その提案において事業成功、すなわち安定した事業経営の鍵とされたのが「郡内3町村、新城市を含めた4市町村の連携を視野に入れた間伐材の安定的かつ低コストの調達方法の構築」「地域に適合した規模の発電システムの採用」「熱エネルギー利活用事業の構築」の3点でありました。発電事業ってというのは5,000キロワット以上の大規模な材を燃やす事業についてはもう十分採算可能性ということで各地で事業展開されておりますけれども、それ以下の小規模なものになりますとどうしても熱源ということで、どうしても熱の利活用というのが成功の鍵を握っているということで、その方法を取り入れて、その課題、対策を実現可能性調査で今年度、具体化して実証実験を経て、実際の事業化につなげるために、予算化をし、企画競争に応募したところであります。

木質バイオマスエネルギーを活用したモデル地域づくり推進事業については、今年6月上旬に環境省のエネルギー特別会計を活用した林野庁の企画競争事業として公募が開始されました。6月14日に林野庁で開催された説明会には100名以上の参加者がありました。参加者の内訳は不明ですが質問から推測するに、民間企業の方が多く、自治体は当町を含めて少なかつたものと思われまます。その後、7月4日に企画書を提出しましたが、この時も企業関係者が多く見られました。最終的には7月12日に応募団体による企画提案会、プレゼンテーションが開催される予定でありましたが、急きよ、応募数が多すぎてとてもプレゼンテーションやとる時間がないということで書類審査のみに変更になりまして結果として、7月30日付けで残念ではありますが落選の通知を受けました。現在、愛知県を通じて環境省、林野庁双方に審査の方法、選ばれなかった理由、選ばれた地域といった情報の提供を求めていますけれども、現時点では当選団体との契約が完了していないため林野庁のガードが固くて情報はまだ入手できていません。情報が入手され次第、場合によっては林野庁に赴くなどして当町が落選となった原因を明らかにして、今後反映させていきたいと考えております。

落選結果に関する情報はいまだ得られておりませんが、既に愛知県資源循環推進室、名古屋大学とともに企画競争の結果を踏まえた今後の対応について協議を進めております。協議の場におきましては、名古屋大学の提案は採算性の面からも他の企業大手が手掛けるバイオマス発電事業と比較して遜色ないことが指摘されており、その点を踏まえた上で先ほど述べました落選原因を検証して、足らなかった点を補った上で、来年度改めて調査事業に応募したいと考えております。そこで今年度は再挑戦のための下準備となる作業を名古屋大学、愛知県と連携しながら進めたいと考えています。具体的には熱利用の具体化、実施していただける企業との交渉、町の森林計画を踏まえた材の調達方法の方針を固めるといった内容を詰めて来年度に向けた準備をしていきたいと考えております。企画課からは以上です。

ダム対策室長 設楽町森林資源活用プロジェクト会議は、設楽ダム建設事業により発生する森林資源の利活用について国、県、町が連携をとり検討していくもので、現在はダム事業の検証作業中であり開催されておりましたが、国において生活再建道路としての設楽根羽線の整備も進められることから、今後、町、県と連携し引き続き検討していく予定と聞いています。以上です。

11 土屋 まず、一番最後のダムのことについて、もう一度お聞きをするわけですが、考え方に変わりはないというふうに考えてよろしいですか。

町長 議員が従来からこの設楽ダムにかかわるところのこの材の利用活用について国を挙げてダムに取り組むという姿勢であるのであれば、その中にある資源を設楽町としてどういうふうに生かしていくかという、これは大きなテーマとして議論の中であって、その作業を進めてきたという事実はあります。そうした中で今後、今確認をされたようにですね、設楽ダム建設による森林資源の活用についてということについては、このダム建設によって搬出される木材の活用ということは、やはり現有しておる、町の中にあるこうした資源ですので、これを町にとっても木材の流通に大きなもとになるものであろうというふうに考えております。したがって町としてもあらゆる角度からこの木材の有効利用について取り組んでいくということは必要不可欠であるというふうに考えているところから、今後、事業者である設楽ダム工事事務所と具体的な調整を直接我々との協議を重ねる必要があると、それはまた具体的に進めていこうという思いでありまして、ぜひともこれは町にとっても利点がある方向へ向けて協議を進め、詰めてまいりたいところだと思っております。そのために議会の皆様方の御意見等も反映させながら一緒になってこれに向けて進めてまいりたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

11 土屋 ダムが検証ということですので止まっております。止まっておるうちになくなるということは考えられませんので、そのまま私は存続するものと思いますが、その考え方を読むとですね、まさしく今県で言っておること、設楽町が目指しておるところ、まさしくそのとおりだと私は読み取りますが、そうするとどうして日

本中で私は一番この調査にふさわしい町だと解釈をしますがどうしても外れるのかという疑問がすごくあるんですね。私は民間の者ですから、その縦割りだとかそういうことは関係ありませんので、さまざまな方向から働きかけをしてですね、これはやっぱりやってもらわなきゃ具合が悪いと思いますが、そんなような考え方というのはこれ応募する時点ではあったんでしょうか。

企画課長 応募した事業計画の中には考え方の根底としてダムが残材の活用した場合、北設オール奥三河でやった場合、協力を得られなく設楽町単独でやった場合、っていろいろな想定をしてやっておりまして、ただ永続的な雇用ということを考えてダムのことは抜きにして計画を立てて出しております。

11 土屋 それは言われるとおりにダムはあってもなくてもこれはやってもらわなきゃ具合が悪い事柄ですのでダムに関係なくダムがどうであろうが進めてもらわなきゃいかんと思います。いかんと思いますが、目の前にその事例があるわけですから、そこはどんな手も必要じゃないですか。表からばっかやりゃあいいっていうもんじゃないと私は思いますが、そのへんは考え方ですので答弁していただかなくても結構です。ですが私は先ほど言った4年前の回答を聞いた時に、設楽町は、こういうことに対して今日本で一番ふさわしい町だというふうに私は理解をしております。そんなような考え方は持ってみえます。

企画課長 材の調達っていうイメージからは、そういうことになろうかと思います。先ほど言いましたようにやっぱり一番大事なのは地産地消型のエネルギーを見つけてどういうふうに活用していくかっていうことで、電力に関してはメリットがありますので売却ができるということなんですが、どうしてもやっぱり効果的な熱利用っていうのにどうしたらいいんだってところでやっぱり一番頭を使っておるところでありまして、トマトへの利用ですとか、シクラメンですとか、例えば先ほど言ったキラリントープへの冬場の熱供給だとかっていろいろな案を想定しながら夏場をどうしようとかいう、いろいろ検討を積み重ねて、そのところが一番しっかり書けなかった部分で、私が個人的に落ちた状況を推測するにはそういうことが原因だったのかなというふうに今は考えております。

11 土屋 町長には最後にお聞きをしようと思うわけですが、課長に一つ考え方の基本をお伺いしたいと思います。私は将来これどんな形になっていくのかわかりませんが、事業化ということは必ずどこかで必要なんだと思っています。どんな形で事業化をされるのかはわかりませんが事業化ということは必要だと思います。その事業化においてですね、私は必ず設楽町でなければいけないと思っています。そういうような考え方はありますか。

企画課長 地産地消ということをお前提に考えておりますので、町内の材で町内で発電して町内で熱利用して町内の雇用を確保するっていうのが大前提だと私も思っております。

11 土屋 その考えがあれば大丈夫だと思います。ですが、どうしてこんな話をするかというところでですね、県でも今、具体的にどうだっという話は出てないようですが、

県でもこういう考え方が出てきています。やっぱりこのバイオマスはかなりネックになる部分がたくさんあって、大量にいる原料をどう確保するんであるとか、一番簡単なのは固定買取価格がもっともって高くなってですね、小力の発電でも勘定が合うくらい買ってくれりゃ何の問題もないわけですね。だが、そうはならないわけですから、そこへ行くには国や県を巻き込んでどういう形で考えていくかっていうことは大変必要なことだと思います。その中でですね、県もこういう東三河のビジョンを考える時に全く事業化ということのを頭の中に念頭になくやっているわけではないと思いますので、県が事業化をどこかでするという時には私は必ず設楽町に事業化が県のお金でもらえるような方策を考えるべきだと思います。それにはいろんな考え方をしなきゃいかんじゃないかと思いますがどうです。

企画課長　そういうふうになっていただければ大変ありがたいって思ってますけれども、今私たちが県やそのほかの市町村とお話ししている段階で、ある事例を取り上げても、例えばこれは林務課の話ですけども、林地残材は新城以北で年間1,300立米しか出ない、ちょっと数字は定かでないんですが、しかないから発電はできない。だから今後検討しても無駄ですってというような回答が出ちゃうようなところがありますので、おそらく県が実施するバイオマス事業っていうのは流域下水道のメタン発酵を活用した、この前知事がトマトを食べてたやつですね、あの事業が先導事業としてお金をつぎ込まれるんじゃないかって私は個人的には思っていますけれども、なかなかこういう木質バイオマスの事業になかなかのっていただけないのが現状でありまして、奥三河の4市町村で一生懸命木質バイオマスっていうことを、奥三河には木しかないぐらいのことを我々は言ってやってるんですけども、なかなか県としての木質バイオマスとしての取り組みというと3年ぐらい前にバラ農園に対してチップで発電して温度調節するっていう事業をやっていたんですが、その結果報告をいただいておらず、なんかいろいろな問題があったっていうことは遠くで聞こえてきましたけれども、その結果報告すらいただけないっていうのが状況であります。

11 土屋　県がどうだって言っても始まりませんのであれですが、私も何かの会議の時に今年度ですね東三河振興ビジョンの話で、今年度のこの考え方、バイオマスについても県の方が意見を言われました。細かく言うとあれですので言いませんが、そのときにですね、全く考えてないような答弁をされるんですね。この人たちは本当にやる気があるのかなという感覚は本当に受けたもんですから、ぜひ掲げたんであれば一生懸命やっていただきたいと思います。その件についてはそれにしておきます。

私、手元にですね「設楽町におけるバイオマス発電について」という資料があります。これは多分名古屋大学から出されたものであろうと、あろうですよ、と思っています。それに沿ってですね、事業が進められております。今後の課題はバイオマスの発電システムのコストと植物工場等の熱エネルギーの利用がどうだ

とか、その次に課題はどうするんだと、国の公募事業に応募をしてどうするんだある。その中の一つがこの環境省のF/S調査です。もう一つ、そういう熱源利用に対する企業とのとかということを考える事業がもう一個ありますね。それにも応募するようなことが書いてあるんですが、こういう資料はありますか。存在するということですか。

企画課長 初期の段階の打ち合わせ資料だと思いますが、検討のたたき台とした資料だと思いますので、設楽町にもあります。

11 土屋 バイオマスはですね、さっきも言ったんですが、大変長らくかかっています。現実にそんなに簡単ではないです。言ったらさっとできることはないです。ないですが、長い間やっています。やった結果ここにあるんですよ。これ結構面白いことが書いてあるんです。設楽町が今の状況がどうだ。これを解決するにはどうしてくだってことが書いてあるんです。私は長い間やってるんですから公表するべきだと思っています。だがこれ出てこないんですね。どうしてこれが出てこないのかをちょっとお聞きをしたい。

企画課長 応募をするための検討資料でありまして、別に隠すつもりはないんですけども、公表する資料っていうふうに私は考えておりませんでしたので、出していないませんでした。

11 土屋 目に見えた成果というのは、はっきりあまりないじゃないですか。ないじゃないですが、一生懸命やってみえるんですよね。やってみえるのがすごくわかるんです。ですから私はぜひ公表して皆さんに知っていただくべきだと思っています。そうでないとですね、担当の人何やとったかさっぱり、今度の議会は決算ですんで決算でいろんなもの出てきますが、決算にも出てきませんこれ、ただただ予算があって、今まで何かわけのわからん厚い本を作成しましたみたいな、そんなのしか出てこない。これはね私もらって読んだ時に大変わかりやすく大変参考になったし、ちゃんとやってるんだっていうのがすごくわかったもんですから、ぜひこれは公表していただきたいと思います。それでですね、ここにも書いてあるんですが次の段階に行くために、今までの反省を生かしてやっぱりいかなきゃいけないもんですから、さっきも言ったですけど、受かったとこと落ちたところ、どこに差があったのかはぜひ調べていただいて、次の段階、次のチャレンジをしていただきたい。さっきの答弁だと、予算委員会時には同じような2,000万円の事業を町費で賄ってやるんだというふうに私は受けとったんですが、ちょっと今はニュアンスが違ったように思いますが、このF/S調査ですか、については形を変えてやるということですか。

企画課長 来年度に向けて再チャレンジしたいということで、その基礎資料固めっていうんですか、先ほど議員もおっしゃいましたように、報告書をつくるんじゃないで実際に起業していただきたい、実際に雇用を発生させていただきたいっていうふうに思っておりますので、参入いただける企業を探しながら基礎固めを今年度は残りの期間で2,000万のうちいくら、事務的にまとめてもらう委託もする予

定ですけれどもどのくらい使うかまだ決めてありませんが、今月中に予定している団体なんかと交渉しながら進めていく、アポも既にとっていますので、その後にもまた予算の異同等がはっきりしたらまた御報告申し上げたいと思います。

- 11 土屋 何回も言いますが、あまり目に見えて成果がありませんが、私はここの山間地の自治体どう生きていくかということがかかった問題だと思っています。ぜひ諦めずに一生懸命やっていただきたいと思っています。最後にですね、ダムに頼らない町づくりは確かにしていかにやいかんです。こういう問題もですね、産業振興もこういう問題も着実に進められていかにやいかんと思っています。ただですね、だんだん事業化の可能性が出てきてですね、どういうふうにしていくかということは、ちゃんと考えてちゃんとした計画を立てていかなきゃいけないことだと思っていますので、最後にですね、町長が次に向かうにあたってですね、どんな決意をしてみえるかをお聞きしたいと思います。

町長 地域産業ということで、この木をテーマとしたこれからの町づくりの一貫として、どういう位置づけで設楽町としてこの木にかかわり合いを持っていくかという、その部分を今までも話をさせていただいておるようですね、いろいろ計画をつくる、本にしてまとめてみる、そして計画づくりまではやって公表まではしてみたが、中身が伴わない、具体的に動かない、そういうジレンマに陥っておると、私も含めて。今日もこういうような議論が議会として話題に上ってくるということは、やはり前が見えないような今まで過去の時間を見てもはっきり動かないというか、その姿勢がはっきりしたのが見えてこない。そういうジレンマにみんなあると思うんですね。したがってここをやはり今と同じような状況でこれから先もわけのわからん、どこへ行くかわからんというような姿勢の取り組みでは、やはり同じ状況で終わってしまうという懸念があります。したがって、次期に向けては、やはり一つこれは難しいという話に結論はなるにしても、やはり取り組んでいく姿勢と、やっぱりそれに向けてチャレンジしていくその動きという、それは絶対にやっていかないといけないというふうに思っております。その手法として、言われるように設楽町が独自の産業おこしとして、まずはこの町が中心となってやっていくということはこれは一つ大きなテーマなんですけど、それを動かすためにはやはり奥三河エリア、やっぱりこういう範囲の中でみんなが同調し歩調を合わせる中で、一緒に同じ方向を向いて動いていくっていうのが一番大事なことかな。それがひいては我々のこの地域の念願とするところへの結びつきがいくんだらうというふうに思います。その際に先ほども東三河ビジョンたる、県も東三河県庁の中で最たるビジョンだというようなことで挙げていただいておりますが、ちっとも私も実は理解できないところが実はあります。だけど何も言わないでただうのみにして通していったんでは、何の成果にもつながらんと思っていますので、県もそういう位置づけである以上、我々この山間地域に住む自治体としては、具体的にそこが推し進めていけるような発言力を出して、県を動かして、最初から諦めるんでなくて可能性を求めて動かしていこうという強い信念で

もって、これを進めなければいかんというふうに認識をしておるところであります。したがってこれから可能性を本当につかむようにして実現に向けて取り組んでまいりたいとおもっております。

11 土屋 何回も言います。私は日本で一番ふさわしい町だと思っております。思っておりますので、そこは強く言っていただきたい。やっぱりあの手もこの手も奥の手だって使わなきゃだめです。いろんな手を使ってとにかく取り組んでいただきたい。一歩目のないところにはですね、二歩目も三歩目も絶対来ませんので、ぜひ頑張ってくださいと思います。以上で終わります。

議長 これで、土屋浩君の質問を終わります。

議長 お諮りします。休憩をとりたいと思いますが異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、休憩といたします。それでは3時まで休憩といたします。

休憩 午後2時47分

再開 午後3時00分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。日程第6報告第9号「平成24年度健全化判断比率及び資金不足比率について」を議題とします。本案について、報告の説明を求めます。

副町長 日程第6報告第9号平成24年度健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきまして議会に報告をするものでございます。

まず1点目の健全化判断比率でございますけれども、いずれの比率も下段括弧に記載してある早期健全化基準を下回り、設楽町の財政が健全であることを示しております。実質赤字比率では、一般会計と町営バス、診療所、情報ネットワークの特別会計を合わせた4会計の赤字の程度を指標化するものでございますけれども、いずれの会計も実質収支に赤字はなく、実質赤字比率はございません。連結赤字比率につきましては、一般会計と財産区を除く特別会計が連結対象となりますけれども、連結実質収支に赤字がないために、連結実質赤字比率はございません。次に、実質公債費比率は、一部事務組合などの公債費負担まで含めた設楽町全体の公債費を標準財政規模で除して算出するものでございますけれども、数値が大きいほど公債費の返済危険度が増すこととなります。3カ年平均で表しますけれども、22年度から24年度までの平均値は11.5%となっております。前年度が12.1%でございますので改善をしております。将来負担比率は、現在抱えている借入金等の大きさを標準財政規模で除したものでございまして、26.0%でございます。

次に、2、資金不足比率につきましては、公営企業の資金不足を料金収入規模と比較して指標化するものでございますけれども、設楽町で該当するものが簡易水道等特別会計と農業集落排水特別会計となりますけれども、両会計とも資金収支が

黒字であるため資金不足比率がございません。以上で説明を終わります。
議長 次に、監査委員の御意見を、片桐代表監査委員にお願いいたします。

代表監査委員 平成 24 年度の財政健全化審査及び平成 24 年度公営企業会計経営健全化審査について、意見書により説明します。具体的には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づいて、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに資金不足比率、さらに、その算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果であります。

初めに、財政健全化審査についてであります。審査の概要として、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかを主眼に置いて、平成 25 年 8 月 8 日に実施しました。

総体的な意見として、審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

個別意見として、実質赤字比率の早期健全化基準は 15% ですが、平成 24 年度の実質赤字額はありません。次に、連結実質赤字比率の早期健全化基準は 20% であるところ、連結実質赤字額もありません。また、平成 24 年度の実質公債費比率は 11.5% であり、早期健全化基準の 25% を下回っています。続いて、将来負担比率は 26.0% であり、早期健全化基準の 350% を大幅に下回っています。

よって、是正改善を要する事項として、指摘すべき事項はありません。

次は、公営企業会計経営健全化審査についてです。審査の概要として、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかを主眼に置き、平成 25 年 8 月 8 日に実施しました。

総体的な意見として、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

個別意見として、簡易水道等特別会計資金不足比率の経営健全化基準は 20% ですが、平成 24 年度の資金不足額はありません。次に、農業集落排水特別会計資金不足比率の経営健全化基準も 20% ですが、資金不足額もありません。

よって、是正改善を要する事項として、指摘すべき事項はありません。健全化審査の結果は、以上であります。

議長 以上、報告の説明と監査委員の審査意見の報告がありました。質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。報告第 9 号は、終わりました。

議長 日程第 7 議案第 56 号「設楽町税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第 56 号につきまして説明をいたします。設楽町税条例の一部改正する条例につきましては、地方税法及び政令、施行規則の改正に伴いまし

て町外からの転入者の特別徴収継続の改正、あるいは株式等にかかる譲渡所得等の分離課税を一般株式と上場株式等にかかるものにしたことによる改正でございます。詳細の説明につきましては、税務課長がいたしますのでお願いいたします。

税務課長 それでは、新旧対照表のところからごらんをいただきたいと思います。下にページがふってありますのでそれを見ながらお願いをいたします。

まず1ページの下段、これは区域外に転出をした場合でも公的年金の特別徴収を継続できるという地方税法の改正によるものであります。1枚めくっていただきまして、2ページ目です。2ページ目の中段、年金所得にかかる仮特別徴収税額の算定方法を見直したものでございます。それから3ページ目の中段、上場株式等にかかる配当所得等にかかる分離課税の改正をしたものでございます。それから4ページ目、中段です。特定上場株式等の配当の改正でございます。特定上場株式と申しますのは、平成13年11月30日から平成14年12月31日までに購入した株式を特定上場株式とこう呼んでおります。それから5ページ目、下段、これは一般株式と上場株式の組み替えによる改正でございます。それから6ページ目の下段、19条の2のところでございます。上場株式等の分離課税を、上場株式等にかかる譲渡所得等の分離課税を新設したものであります。ですので19条の2を新しくして、改正前の19条の2からページ16までの20条までを削除するものであります。削除分が16ページまでいきます。それから20条でございますが、これは規程の繰上によって条数が変わるものでございます。それから17ページの下段、先物取引の差金等決済にかかる損失の繰越控除が削除をされるものでございます。それから19ページ、20条の2のところでございますが、これは規程の繰上により条数、項数が変わるものでございます。それから22ページへまいりまして、保険料にかかる個人の町民税の課税の特例が削除されるものでございます。これは、町民税の所得割の所得控除の規程にあるもので、租税条約実施特例法というものに関係する所得控除の規程の削除でございます。全体的に平成28年1月1日から施行をされまして、平成28年の町民税から適用を受けるというものになるものであります。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第56号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 本案を、総務建設委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第56号を総務建設委員会に付託します。

議長 日程第8議案第57号「平成25年度設楽町一般会計補正予算(第2号)」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第57号について説明をいたします。今回の補正につきまし

ては、歳入歳出予算総額にそれぞれ1億5,801万3千円を追加しまして歳入歳出予算総額を63億9,579万2千円とするものでございます。

まず、歳出のほうから説明をさせていただきます。補正予算に関する説明書をごらんください。各款におきまして職員の人件費の補正をしておりますけども、本年4月の職員定期人事異動に伴う増減補正が主なものでございまして、特別会計の繰出金についても同じ理由で繰出しの補正をしておりますので、人件費及び繰出金については、これ以外の場合のみ説明をしていきます。

それでは、6ページのほうをお開きください。第2款第1項第2目財産管理費の第8節報償費でございます。現在、設楽町と丸満産業株式会社の間で旧下津具小学校の校舎の解体につきまして簡易裁判所で調停中でございますけども、調停が不調の場合、設楽町が原告となり訴訟を起こし、早期解決を図りたいと考えますので、その裁判にかかる弁護士費用を計上いたします。

また12月21日に予定しております新庁舎落成式の経費をそれぞれの節で計上してございます。

第4目自治振興費では、三都橋区の参候祭りの衣装等の保管箱を作成する費用を段嶺財産区からの繰入金を原資に助成をいたします。

8ページ、第2款第2項第1目町税総務費では、当初想定 of 過誤納還付金を大きく超えましたので今後 to 備えた補正をお願いをいたします。

第2目賦課徴収費では、納期前納報奨金が確定し、その不足額を計上いたしております。

9ページ、第3款第1項第1目社会福祉総務費では国庫支出金の確定によりまして返還金の補正を行います。

10ページ、第28節の介護保険特別会計繰出金では、職員の育児休業取得に伴いまして介護認定調査に支障を生じることになりましたので、臨時職員の賃金、育休職員の期末手当等と担当職員の時間外勤務手当の増額分を合わせて繰出をいたします。

第2項第2目保育園費では、当初予定の保育士が3月末で退職したため、やむを得ず賃金対応の臨時保育士で対応することとしましたので賃金を増額、また、宝保育園の平成24年度の国庫負担金等の精算の結果、返還の必要が生じたので所要額を計上いたしました。

12ページ、第4款第1項第1目では、つぐ診療所の診療日が8月から週2日から3日に増えたために医師の派遣負担金の増額分等を計上しております。

第4目環境衛生費の繰出金では異動による人件費の修正分と繰越金を残さない会計方法を取ったための増額と簡水債への振り替えによる減額の差引をした結果、減額の補正をいたします。

13ページ、第5款第1項第2目農業振興費では、有機農法を実施する農業者1名が環境保全型農業直接支払制度の対象となったため、交付額の県、町負担分を計上しております。また、第3目農地費では、土地改良換地処分誤びゅう委託費

を計上しておりますけども、これは東納庫地区における昭和49年当時の土地改良で換地処分がなされず、無番地となっている土地があることがわかったため、この土地を登記する委託料の費用を計上しております。

14 ページ、第5款第2項第2目林業振興費で来年4月1日に向けて合併協議が進んでおります設楽、津具両森林組合の合併推進補助金を計上いたしております。

第3目林道事業費では、林道の崩土除去に要する重機借上げ経費が不足するため補正をいたします。

15 ページ、第6款第1項第4項観光施設管理費では、最近生息範囲を拡大しつつあります山ビル被害に遭わないよう岩古谷山を中心に登山道に注意看板を設置する経費を計上いたしました。

16 ページ、第7款第2項第3目道路改築費では、町道田口大崎線の開通の式典経費及び向木屋白山線改良工事に関する経費を計上いたしました。

17 ページ、第7款住宅費では、農林業担い手支援住宅改修工事に関する経費及び杉平向第2住宅について入居者から擁壁からの転落の危険があるので対策をして欲しいという要望を受けまして、転落防止柵の改修及び土留め工事を実施するための経費を計上いたします。

農林業担い手支援住宅改修工事につきましては、当初最低限の改修をすることで予算編成をしましたが、詳細設計の検討の中で、農家住宅といえども少なくとも耐震基準を満たすことが必要だというような判断をいたしました。改修する経費が増加することとなりましたので補正をお願いしたいと思います。

第8款第1項第3目消防施設費では、消火栓の新設設置及び荒尾地区で道路改良に伴い消火栓の移設が必要となりましたので必要額を計上いたしました。

第4目災害対策費では、大規模な災害のおそれがあるような大地震等の緊急速報を消防庁より受信し、広報無線で住民に情報伝達するJ - ALERTシステムについて、現行OSが間もなくサポート期間が終了するWindows XPで、サポート期間終了後、このセキュリティに大きな問題が生じるおそれがあり、OSをWindows 7に変更する工事を実施する経費を計上しております。

18 ページ、第9款第2項第1目小学校管理費では、田口小学校のチャイムを鳴らすプログラムタイマーの時計が故障したため、取替工事の経費を計上しております。

第3項第1目中学校管理費では、津具中学校の灯油保存用地下タンクに油漏れが発見されたため、対応措置として地上式のタンクに取り換える経費と、経費節減で再リースを繰り返してきた同じく津具中学校のカラーコピー機がいよいよ限界に近づいてきたことを受けまして買い替える経費を計上いたしました。

第5項第1目保健体育総務費では、愛知駅伝に設楽町の代表として出場する選手を選考する選考会には多くの町民の方の応募がありますけども、惜しくも選考に洩れた方につきましても来年度以降の選手への意欲を引き続き持ってもらいたいというような意味も含めまして、また監督コーチからの強い要望もありまして

タオルと帽子について配付する経費を計上しております。

次に歳入について説明をいたします。3ページをごらんください。第10款第1項第1目地方交付税につきましては、今年度算定額が決定しましたので、その額に合わせます。

第14款国庫支出金及び第15款第1項第2目の民生費負担金につきましては、前年度の児童手当の国・県の負担額が確定しましたので、その精算補正額を計上しております。

4ページ、第2項第2目農林水産業費県補助金では、環境保全型農業直接支払交付金の県補助額を計上しております。

第18款第1項特別会計繰入金では、段嶺財産区特別会計からの繰入金を計上しました。

第19款繰越金では、前年度からの繰越金の補正をいたします。

第20款第4項第3目第5節のダム対策費収入では、水源地域振興事業助成金で町道向木屋白山線整備事業充当分の受入額を計上いたします。

第20款第5項第1目預金利子では、歳計現金運用利子収入を計上いたしております。

第21款第1項第1目第1節町債では、過疎対策事業債については当初予定事業の増減と新規借り入れの調整をしたことと臨時財政対策債につきましては額が確定したことによる補正をいたします。

余剰額につきましては、財政調整基金への積立で対応いたしたいと思っております。以上説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第57号の質疑を行います。質疑はありませんか。

10 田中 2点ほどお願いしたいと思いますが、1点はですね、交付税が確定して1億4千万ぐらいたしか、1億4千万ですね。歳出のほうを見ますと、積立金が1億4,400万でありまして、ほとんどその収入増を貯金に回したということですが、もう少し積極的な財政がとれなかったかだと思うんですが、消極的な理由はどういうことでしょうか、教えていただきたい。

それから2点目ですが、17ページですが、農林業担い手支援住宅改修工事、なんと1,361万、これは何ていうか1軒なのでしょうか、それとも何軒か集まった住宅なのか、入る人はたくさんおるのか。1,361万っていうのはかけすぎのように映るんですが、ちょっと経緯を、これだけのお金をかけるっていうのはちょっと何ていうんですか、いいのかなと思いますがいかがでしょう。

総務課長 この件につきましては、いつも御質問をいただけるんですけども、27年に備えてなるべく積み立てをすると、健全な、今までの事業をそのままやるためには27年度以降のその交付税の激減に備えて財政基金等に積み立てをするというようなことをございますので、そういう意味では消極的だと言われても仕方がないというふうに判断をいたします。

建設課長 農家住宅の関係でございますけども、一応建設は3棟予定しています。2棟は家族用で1棟は単身者が3人入れるような形で改修をするという予定をしております。先ほど副町長の説明もありましたように、当初の見積もりでやりますと耐震基準の1.0を達してないという形でありましたので、貸す以上は耐震基準を満たすものに改修したほうがいいじゃないかということで、大変大幅な増額になりましたけども1.0を満たすような設計に組み替えたことによりまして増加になったということです。よろしくお願ひします。

11 土屋 その件につきまして一つ質問をするわけですが、予算委員会の折にですね、この農業担い手の住宅の問題出てきておりました。その時にですね、私、人に貸す以上、耐震の考え方を持って整備をするのかという質問をした覚えがあります。その時の答弁がですね、そういう意味合いを含めて予算立てをしておるということだったというふうに記憶をしておるわけですが、そうじゃなかったということですか。

建設課長 実際に設計を組んでみないと状況がわからないという形だったと思います。ですので、土屋議員の質問が耐震、貸す以上は、先ほど御本人が言われたように1.0以上満たさないといけないじゃないかという御指摘もありましたので、今回、正規に実施設計を組ませていただく段階においてそういう形にさせていただいたということです。よろしくお願ひします。

11 土屋 無理やり納得をするようにしますが、私は何となくちょっと、ちょっと違っとるようなという感じをちょっと受けましたが、無理やりその件については納得するようにします。

それでですね、17ページですね災害対策費のところ、直接関係ないわけですが、この間、地震か何かの誤報がありましたね。誤報があつて全国的に気象庁か何かの間違えたか何かで誤報があつたと思います。そのときにですね、町内の公共施設の中には地震に対する何というのですか、気をつけてくださいという呼びかけをしたと思いますが、それがですね公共施設、これは津具だったんですが公共施設の中において聞こえなかったという声があります。そんなようなのは把握をしてみえます。

総務課長 直接ですねそういうお話は何っておりません。うちで聞こえなかったとかという話は聞いておりません。

11 土屋 プラザの図書館です。聞こえなかったという声を聞いております。一度公共施設ですのでぜひ全部確認をしていただきたいと思います。

議長 ほかにございせんか。

4 夏目 22ページをお伺ひします。給与費明細書の中の職員手当の内訳の中に管理職手当が208万1千円ということで大幅に増えているわけですが、これは率が増えたのか人数が増えたのかその内容をお伺ひします。

総務課長 4月の時には管理職手当改正をされたもので計算されておりますので、この異動については人の異動だと思ひますけども、思ひますのではいけませんので、

委員会のときに説明させていただくことでよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

議長 ほかにございませんか。

(質疑なし)

議長 これで、質疑を終わります。本案を、所管に分けて総務建設委員会と文教厚生委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 57 号を所管に分けて総務建設委員会と文教厚生委員会に付託します。

議長 日程第 9 議案第 58 号「平成 25 年度設楽町国民健康保険特別会補正予算(第 1 号)」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは議案第 58 号について説明をいたします。議案第 58 号平成 25 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)については、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ 2,126 万 9 千円を追加し、歳入歳出予算総額を 6 億 6,434 万 4 千円とするものでございます。

歳出では、職員の住宅入居による手当の調整、特定同一世帯所属者制度にかかるシステム改修費用の増額補正、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、介護保険納付金、過年度国庫負担金の確定による補正をいたします。

歳入につきましては、前期高齢者交付金、繰越金の額が確定したための補正をいたします。

財源に余裕が生じたので、基金に積み立てをいたします。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第 58 号の質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なし)

議長 これで、質疑を終わります。本案を、文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 58 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 日程第 10 議案第 59 号「平成 25 年度設楽町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは議案第 59 号について説明をいたします。平成 25 年度設楽町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)につきましては、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ 904 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算総額を 7 億 6,167 万 8 千円とするものでございます。

歳出では、一般会計補正予算の折に説明をしました人件費・賃金の補正と国庫支出金等過年度分返還金の額の確定による新規計上をしております。

歳入では、国庫支出金、介護サービス給付費交付金の過年度分額の確定によるもの、それから一般会計繰入金については事務費増額分を、また繰越金については前年度からの繰越確定額を計上いたしました。

諸収入では、交通事故に起因する介護給付が終了しまして、求償確定額を計上いたしました。

余剰額が出ましたので、歳入で基金繰入金の減額、歳出で基金への積み立てを行う調整をいたします。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第 59 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 これで、質疑を終わります。本案を、文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 59 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 日程第 11、議案第 60 号「平成 25 年度設楽町簡易水道等特別会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 60 号につきまして説明をいたします。平成 25 年度設楽町簡易水道等特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ 977 万 9 千円を追加し、歳入歳出予算総額を 6 億 245 万 9 千円とするものでございます。

歳出から説明をいたします。第 2 款第 1 項第 2 目清嶺・豊邦簡易水道施設管理費でございますけども、国道の 420 号線豊邦地内の道路改良に伴いまして、配水管の移設が必要となりましたので設計の作成委託と工事費を計上しております。

補正予算額 0 円の項目につきましては財源更正をしております。

歳入では、24 年度において繰越額が出ないような会計処理をしたため、繰越金を減額しまして、その分一般会計繰入金を増額しております。

歳入では、清嶺・豊邦簡水の水道管移設にかかる補償金として消費税を抜いた額を計上しております。

町債につきましては、名倉・津具簡水の給水・配水管等布設替え工事の財源について起債を起こすことといたしましたので増額いたします。

歳入歳出の調整を一般会計の繰入金で行うことといたしました。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第 60 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 これで、質疑を終わります。本案を、文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 60 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 日程第 12 議案第 61 号「平成 25 年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算(第 1 号)」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 61 号平成 25 年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算(第 1 号)につきましては、既定の歳入歳出予算総額をそれぞれ 86 万 4 千円減額しまして、歳入歳出予算総額を 1 億 4,448 万 1 千円とするものでございます。

歳出で人件費の補正を行い、歳入で一般会計繰入金を減額する補正でございます。以上で説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第 61 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 これで、質疑を終わります。本案を、文教厚生委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 61 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 日程第 13 議案第 62 号「平成 25 年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算(第 1 号)」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 62 号平成 25 年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算(第 1 号)につきましては、既定の歳入歳出予算総額をそれぞれ 239 万 5 千円増額し、歳入歳出予算総額を 1 億 2,524 万 5 千円とするものでございます。

歳出で職員人件費の調整と、この 8 月から診療日が週 2 日から 3 日に増えたことから当初からの医師派遣負担単価の更正と日数の調整とを合わせ負担金の不足額を計上いたしました。

歳入では、医師用住宅新築事業の起債予定額の変更をし、歳出の不足額を一般会計から繰り入れることとしました。以上で説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第 62 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 これで、質疑を終わります。本案を、文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 62 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 日程第 14 議案第 63 号「平成 25 年度設楽町情報ネットワーク特別会計補正予算(第 1 号)」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 63 号平成 25 年度設楽町情報ネットワーク特別会計補正予算(第 1 号)につきましては、既定の歳入歳出予算総額をそれぞれ 14 万 4 千円減額しまして、歳入歳出予算総額を 2 億 5,678 万 7 千円とするものでございます。

歳出で職員人件費を補正し、歳入で一般会計繰入金を減額するものでございます。以上説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第 63 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 これで、質疑を終わります。本案を、総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 63 号を総務建設委員会に付託します。

議長 日程第 15 議案第 64 号「平成 25 年度設楽町段嶺財産区特別会計補正予算(第 1 号)」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 64 号平成 25 年度設楽町段嶺財産区特別会計補正予算(第 1 号)につきましては、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ 13 万 3 千円を増額し、歳入歳出予算総額を 132 万 3 千円とするものでございます。

歳出で、三都橋地区で行われる参候祭りの衣装保管箱の作成経費の助成を一般会計で支出するため、その経費を一般会計に繰り出しをいたします。

財源として、基金繰入金、繰越金を充てることといたします。以上説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第 64 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 これで、質疑を終わります。本案を、総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 64 号を総務建設委員会に付託します。

議長 日程第 16 認定第 1 号「平成 24 年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について

て」から、日程第 29 認定第 14 号「平成 24 年度設楽町神田平山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」の 14 議案を一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

なお、既に決算書が配布されており、議員各位におかれましては十分に精査されていると思いますので、要点を簡潔に説明願います。

副町長 それでは、平成 24 年度一般会計及び各特別会計の決算概要について説明をいたします。まず一般会計からでございます。歳入総額につきましては 61 億 912 万 1,154 円で、23 年度比 1 億 7,429 万 9,603 円、2.9%の増となっております。町税等の不納欠損額は 67 万 3,690 円。町税、負担金、使用料の未納未済額 990 万 7,411 円となっております。25 年度への繰越事業に伴う国・県補助金の収入未済額は 2,080 万 2 千円でございます。

歳入全体に占める割合でいいますと地方交付税が 44.5%でトップでございます。以下県支出金の 10.7%、町税の 10.1%、町債の 7.4%、諸収入の 7.3%となっております。

歳入のうち国等の意思により交付額が決定される依存財源は、約 37 億 5,600 万円で歳入全体の約 61.5%を占めております。

歳入の特徴としましては、庁舎建設が本格化したため庁舎建設基金の繰り入れが大きく増えたこと、国庫支出金で地域活性化臨時交付金がなくなったことで大きく減額したこと、地域経済対策・雇用対策にかかる算定項目の変更などによりまして地方交付税が増加したことなどが挙げられます。

前年度に比べ 1 億 7,400 万円余の増額となっております。

次に歳出でございますけれども、歳出総額は 56 億 4,581 万 6,338 円となりました。その特徴を款別に簡略に説明をいたします。

議会費は、7,200 万 5,271 円で歳出総額の 1.3%。主に人件費が占めております。

総務費は、13 億 7,809 万 3,650 円で歳出総額の 24.4%を占め、他の款で支出する職員以外の職員及び特別職の人件費、庁舎や他の款でみる町有施設以外の施設及び庁用車の維持管理費や庁舎建設に関する費用、電算システム経費や企画・ダム対策費など幅広い内容の支出をしております。テレビ組合施設撤去事業や電算システム改修事業がなくなったことなどの減額要因はありましたけれども、庁舎建設の本格化に伴い 1 億 4,200 万円ほどの増額となっております。

民生費は、7 億 9,993 万 3,452 円で歳出総額の 14.2%を占めており、福祉全般の支出をしております。

清嶺保育園園舎新築工事、やすらぎの里空調設備及びスプリンクラー設置事業などが終了したことによりまして 1 億 9,200 万円余の減額となっております。

衛生費は、6 億 390 万 8,047 円で歳出総額の 10.7%を占め、住民の方々の健康増進や環境衛生などの経費を支出しております。名倉簡水の名倉浄水場・配水池等の計装機械設備に要する経費補填で繰出金が増加したことなどから前年度比

5,300万円弱の増額となっております。

農林水産業費につきましては、4億2,971万4,658円で歳出総額の7.6%を占め、農林業の振興、農林道整備等の経費を支出しております。主として広域農道改良工事の事業量減や名倉地区で実施しております農地環境整備事業、広域営農団地農道奥三河2期地区整備事業負担金等の減によりまして1億800万円弱の減額となっております。

商工費は、1億3,765万5,385円で歳出総額の2.4%を占めまして、商工観光に要する経費を支出しております。グリーンパークの修繕及び花の山公園整備等の経費が増加しましたので、1,200万円余の増額となっております。

土木費は、6億916万1,104円の歳出で歳出総額の10.8%を占め、主に町道、町営住宅の維持管理等の経費を支出しております。愛酪稲武線の舗装工事・田養杉平向線の完了に伴う減額はありますが、杉平向第二住宅の建設に伴う増額等で前年比2,100万円余の増額となっております。

消防費は、2億3,780万3,214円で歳出総額の4.2%を占め、消防防災対策全般にかかる経費の支出をしておりますが、防災行政無線の大鈴山中継局電源装置改修や広報無線屋外拡声機各戸のバッテリー取り換えなどがあって、前年度比200万円弱の増額となっております。

教育費は、3億1,813万5,035円で歳出総額の5.6%を占め、学校教育や社会教育に関する経費を支出しております。

田口、清嶺小空調設備工事、スクールバスの購入、町民図書館管理蔵書整理作業委託費などの減額によりまして前年度比4,000万円の減額となっております。

災害復旧費は、521万4千円で歳出総額の0.1%を占めましたが、幸い24年度は大きな災害がなかったため、前年比2,100万円余の減額となっております。

公債費は、7億126万63円で歳出総額の12.4%を占めまして、前年度比4,300万円余の減額となりました。

諸支出金は、3億5,293万2,459円で歳出総額の6.3%を占め、財政調整基金への積み立てが主なものでございます。

歳入総額から歳出総額を差し引いた額は、4億6,330万4,816円でございますけれども、次年度に繰り越すべき財源としまして3億7,315万3,061円がありますので、実質収支額は9,015万1,755円となります。

次に、特別会計の決算概要について説明をいたします。国民健康保険特別会計につきましては、歳入総額6億6,221万5,176円、歳出総額は6億989万8,795円。歳入歳出差引4,110万8,412円でございます。

介護保険特別会計につきましては、歳入総額7億5,014万7,202円、歳出総額7億4,913万8,032円。歳入歳出差引額100万9,170円でございます。

後期高齢者医療保険特別会計につきましては、歳入総額1億9,834万2,988円、歳出総額1億9,825万6,488円。歳入歳出差引8万6,500円でございます。

簡易水道等特別会計につきましては、歳入総額6億675万4,577円、歳出総額

6億674万7,477円。歳入歳出差引額は7,100円でございます。

農業集落排水事業特別会計につきましては、歳入総額1億1,788万6,661円、歳出総額1億1,788万6,661円。歳入歳出差引額0円でございます。

町営バス特別会計につきましては、歳入総額3,376万3,673円、歳出総額3,366万262円。歳入歳出差引額10万3,411円でございます。

つぐ診療所特別会計につきましては、歳入総額8,183万466円、歳出総額8,183万466円。歳入歳出差引額0円でございます。

情報ネットワーク特別会計につきましては、歳入総額2億6,471万7,163円、歳出総額2億5,022万4,903円。歳入歳出差引額1,449万2,260円でございます。

最後に田口、段嶺、名倉、津具、神田平山の各財産区の特別会計の決算状況につきましては、決算書をごらんいただくことで説明は省略させていただきたいと思っております。以上説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。次に、監査委員の決算審査の御意見を、片桐代表監査委員にお願いしたいと思います。

代表監査委員 それでは監査の結果を報告します。地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により、決算審査に付された平成24年度設楽町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに各基金の運用状況等について、意見書により説明をいたします。

審査は、平成25年8月5日から8日までの4日間で実施しました。

審査の対象は、平成24年度設楽町一般会計及び各特別会計並びに各基金であります。

一般会計及び13特別会計の歳入歳出にかかる決算総額は、歳入88億2,052万9,631円、歳出82億9,883万570円、差引額5億2,169万9,061円でありまして、その内訳は添付の表1一般会計及び表2特別会計のとおりです。

また、一般会計13及び特別会計16の各29基金にかかる決算年度中の増減高及び年度末の現在高は、表3各基金の総括表のとおりで、その合計額は、前年度末現在高39億6,922万8,043円、決算年度中の増減高は三角の8,096万7,124円、決算年度末現在高38億8,826万919円で、その内訳は表3の各基金の総括表のとおりであります。

審査にあたっては、決算書附表、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況調書を対象として、計数の誤りの有無、財政運営の健全性、財産管理の的確性、さらに、予算の執行については、関係法令に従い正確かつ効率的に実施されたか、等に主眼を置き、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類との照合、その他必要と認める審査手続きを実施しました。

審査の結果として、審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに各基金の運用状況調書の計数は、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結

果、適正と認められました。

財政状況として、平成 24 年度の決算規模は、一般会計では、歳入 61 億 912 万 1,154 円、歳出 56 億 4,581 万 6,339 円、差引額 4 億 6,330 万 4,816 円となっており、特別会計では、歳入 27 億 1,140 万 8,477 円、歳出 26 億 5,301 万 4,232 円、差引額 5,839 万 4,245 円となっています。

一般会計の歳出面での決算規模は、平成 23 年度との比較において約 2%減少しました。歳入では、地方交付税が約 4%増加しましたが、国庫支出金及び県支出金の減少もあり、結果として約 3%の増加となりました。

特別会計の決算規模は、平成 23 年度との比較において、介護保険特別会計、後期高齢者医療保険特別会計及び簡易水道等特別会計において増加したことにより、歳入面で 6%、歳出面では約 5%の増加となりました。

財政全体として、歳入及び歳出にかかる予算と執行は、おおむね効率的かつ効果的に配分され、適正に執行されたものと認められます。

財政運営について、国及び地方ともに財政状況が厳しい中、当町においては引き続き、ダム対策事業及び庁舎新築事業等々大型事業が計画、執行されていくことから、今後とも健全で、適切かつ的確な、将来を見据えた財政運営が望まれます。

また、財政基盤の弱い当町にあっては、事務及び事業内容について、企業性、採算性も十分考慮した上で、行財政の健全性を常に念頭に置き、無批判に前年踏襲をすることなく積極的に見直しを行うなど、適正化を図りつつ、有効な予算執行がなされることを望みます。決算審査の結果は、以上です。

議長 提案理由の説明と監査委員の審査意見の報告がありました。監査委員の審査意見について質疑を行います。質疑はありますか。

議長 質疑なしと認めます。

(「議長、10 番田中」という声あり)

10 田中 すみません。あのですね、書類の関係で主要成果報告書はいただいておりますが、決算状況調べですとかほかのいろんな書類があったと思うのですが、それは全部いただいておりますでしょうかね。

副町長 すみません、今ちょっと質問の内容マイクを通してよくわからなかったものだからすみません、再度お願いします。

10 田中 例年ですと、決算審査の時に何とか執行部のほうからいろんな書類をいただくんですね。政令なんかで定められておる。それについて例えば決算状況調べみたいな書類はいつもいただいとったと思うんです。今、総務課長が読み上げたものだと思いますが、それは議員に渡っていないような気がするんですが、どうでしょうか。

副町長 毎年配っております。財政指標に関する資料につきましては大至急お配りするようにいたします。大変申しわけございません。

議長 ほかにございませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。お諮りします。認定第1号から認定第14号までの14議案については、慎重審査の必要があると認められますので、議長を除く11名で構成する決算特別委員会を設置して審査したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。認定第1号から認定第14号までの14議案につきましては、11名による決算特別委員会を設置し、付託して審査することに決定しました。

お諮りします。特別委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、金田敏行君、金田文子君、松下好延君、夏目忠昭君、渡邊勲君、村松修君、鈴木藤雄君、伊藤武君、熊谷勝君、田中邦利君、土屋浩君を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。決算特別委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。特別委員会の方は次の休憩中に委員会を開催し、正副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。お諮りします。ここで、暫時休憩することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。暫時休憩とします。

休憩 午後4時08分

【決算特別委員会 開催】

再開 午後4時16分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。決算特別委員会の正副委員長の互選について報告がありました。委員長は、11番土屋浩君、副委員長に、3番松下好延君が選任されましたので御承知おきください。なお、決算特別委員会は、9月5日に総務建設委員会所管、9月9日に文教厚生委員会所管です。午前9時から開会を予定しておりますので、よろしくお願いたします。

以上で、本日の日程は、全て終了しました。本日は、これで散会とします。御苦労さまでした。

散会 午後4時17分